

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 2 日)
(第 24 号)

第 24 号
10 月 2 日

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 24 号

○令和 2 年 10 月 2 日（金曜日）

議事日程（第 24 号）

令和 2 年 10 月 2 日（金） 午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1 番	川 口 円
2 番	喜 田 健 児
3 番	中 瀬 信 之
4 番	平 畑 武
5 番	石 垣 智 矢
6 番	小 林 貴 虎
7 番	山 本 佐知子
8 番	山 崎 博
9 番	中瀬古 初 美
10 番	廣 耕太郎
11 番	下 野 幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	館	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課主幹)	林 良 充
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	坂 三 雅 人

人事委員会委員
人事委員会事務局長

降 旗 道 男
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから、本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。48番 前野和美議員。

〔48番 前野和美議員登壇・拍手〕

○48番（前野和美） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

津市選出の自由民主党県議団、前野和美でございます。どうぞよろしくお
願い申し上げます。

ゆうべは中秋の名月、満月の下でお月見をされた方も多かったのではない
かと思います。私はその満月を見ながら、いつもの散歩に出かけました。満
月ということは大潮やなど、そんなことを思いながら、船釣りの半夜釣りを

思い出していました。昔の漁師さんは、今の釣り船のように、GPSつきのレーダーナビや魚群探知機はついておりませんでしたので、夜でも島の影やとか灯台を見ながら、自分で船の位置を決めていかりを打っていく、そして、さあ、せれと合図をしてくれておりました。

釣りは上げ3分下げ7分やでと、そんなことも教わりまして、今、上げ3分やと、ええ潮やからしっかり釣ってやとよく言われたものです。今日は満月の大潮ですから、私の歩いている時間は8時です。船釣りでいいますと、下げ7分の時間帯、そんなことになるわけでございまして、船釣りでは、大潮は潮の流れが強過ぎて釣りは難しいとよく言われましたが、潮の満ち引きは月の引力が大きく関わっていると言われていまして、地球のいわゆる裏側の海も同じように大潮になっていると、そんな話を昔の漁師さんから聞かせていただいて、教えてもらったというんですか、そんなことを思い出しながら、コロナ禍で比較的密の少ない魚釣りが増えたと言われていました。

今ではゴルフ人口を追い越して、アウトドアのトップに躍進という記事も載っておりました。釣りツーリズムのことも触れたいなと思いながら、通告してありませんので、前段で思だけを披露させていただきたいと思います。

早速ですが、質問に入らせていただきたいと思います。

津北部地域の海岸の今後の整備について、お尋ねいたします。

現在、津市河芸町上野地区で海岸堤防の整備を進めていただいています、住民は、千里地区、白塚地区についても早期の工事着手と整備の完了を望んでいます。今後の整備はどのように進めていくのか、幾つかの課題も見えてきており、今回の質問になりました。

近年、南海トラフ巨大地震等による大規模な津波の発生が危惧されています。今年8月の気象庁の発表によりますと、過去40年間で太平洋側の地域に接近する台風が増えたと、発生する台風も大型となり強度が増してきているとされております。大潮の満潮時と重なると、想像を絶する高潮の発生も心配されています。

こうした状況の下で、令和2年7月に閣議決定されましたんですが、経済

財政運営と改革の基本方針2020、いわゆる骨太の方針でございますが、これにおきましては、激甚化・頻発化する水災害や、切迫化する大規模震災害から国民の命と暮らしを守るため、国土強靱化の取組の加速化を図るとしております。

また、県においても、河川、海岸等の整備による水災害への備え、地域の安全・安心の確保は主要な課題の一つであり、とりわけ、全国的にも長い海岸線を持つ本県では、海岸の整備による津波や高潮への備えが重要課題であります。

津市の海岸は、近年整備が進められ、特に栗真地区から香良洲地区までの間は、国直轄事業によって、津松阪港海岸の整備が図られています。今年は、来年に開催される国体も控えて、国体の会場の背後地になりますところの整備が完了されまして、津市住民の方からも喜びの声を聞いております。

一方で、県が整備を担当している津北部地域の上野地区海岸整備は、平成29年度から事業化されました。平成30年度に工事着手、令和元年度には個別補助事業化されるなど、今後の事業進捗にさらなる期待が寄せられています。

しかし、海岸堤防に隣接する地域住民にとっては、うちの地区はいつになったら着工されるのだろうかというような不安や、南海トラフ地震を想像すると、一日も早く整備をしてほしいという切なる願いもより大きくなってきております。

また、千里地区海岸と上野地区海岸との間の田中川河口部には、平成5年にマリナー河芸が整備されています。位置図を少し見ていただきます。（パネルを示す）これが位置図になりますが、一番左、上のほうの千里地区というところが、今、話題にしておるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それが、（パネルを示す）この平成5年に開業されたマリナー河芸の状況です。平成9年には、三重県と河芸町の間で、千里地区海岸堤防と町道汐見橋東浜線、大黒新田1号線との工作物管理協定が結ばれまして、海岸堤防が町道路として兼ねる旨の兼用工作物の管理協定が結ばれています。

この図を見てください。（パネルを示す）当時、マリナー河芸に車が進入するには、千里海岸堤防を道路として使用するしか進入路がなかったのではないかと、そんなふうには私は推測しておりますが、ちょうどこの赤い色で塗られた部分が海岸堤防と道路は併用して使われている部分になります。

しかし、その1年後の平成10年には、千里地区海岸の海岸保全区域を変更し、当該区域を除外しました。よって、千里地区海岸堤防と町道汐見橋東浜線、大黒新田1号線との工作物管理協定が廃止されたということになっています。

従来の海岸堤防はマリナー河芸の背後になり、整備実施中の海岸事業の対象外になっています。マリナー河芸と田中川は海岸堤防から除外となると、津波や高潮が発生した場合、千里地区へは甚大な被害が想定されます。

今後、千里地区海岸と上野地区海岸の間の整備はどのように進められていくのか。マリナー河芸の背後地は、現状のままで安全・安心を確保することができるのか。今後の取組について、県の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 津北部地域海岸の今後の整備について、お答えさせていただきます。

津北部地域海岸は、伊勢湾沿岸の津市河芸町東千里から白塚町までの約7キロメートルの海岸でございます。このうち、県土整備部におきましては、北から千里地区海岸、上野地区海岸、白塚地区海岸の3地区を対象に事業を実施しているところでございます。

具体的には、この地域の海岸堤防については、昭和34年の伊勢湾台風による甚大な災害を契機として整備がなされました。しかし、近年の気象特性や東日本大震災を踏まえて、堤防のかさ上げや耐震対策が必要となったため、平成29年度から対策を実施しております。現在は、背後地の状況や老朽化等を勘案して、上野地区海岸から順次事業を実施しているところでございます。

一方で、千里地区海岸と上野地区海岸に挟まれたマリナー河芸のある二級

河川、田中川の河口部につきましては、以前は、干潟と潮だまりとなっており、背後の集落を守るため、隣接する海岸と同様に、伊勢湾台風後に整備された堤防が陸側にごさいました。

その後、平成2年から5年にかけて、当時の河芸町と民間事業者から成る第三セクターによって海岸堤防の海側が埋め立てられまして、マリーナ河芸とともに海側に防潮堤が整備されました。また、これに合わせて、県も導流堤を整備したところがございます。

これらの海側の防潮堤、あるいは導流堤の整備によって、マリーナ河芸の陸側に残った堤防につきましては、現在、市道として津市において管理されているところがございます。

今後につきましては、まず、三つの地区の海岸整備と合わせて、マリーナ河芸の海側の防潮堤につきましても、一連の堤防としてかさ上げする必要があると考えているところがございます。

加えて、先ほど御指摘がございましたように、また、本日、最もお伝えしたいこととございますが、マリーナ河芸の背後地への影響につきましては、先日、私も現地を確認してまいりました。陸側に残っている堤防、そして、田中川の防潮水門の機能を含めて、シミュレーション等の調査を新たに実施したいと考えているところがございます。その上で、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 部長答弁をいただきまして、総合的に検討していきたいということでございますので、ありがたいなというふうに思っています。

ちなみに、もう一部、写真がありますので、（パネルを示す）これで現場が分からない方がありましたら確認をお願いしたいと思いますが、こっち、ここにフェンスがありまして、こちらにもフェンスがあるんですが、左側が河芸マリーナの敷地です。このフェンスの右側に旧堤防があつて、そののり面を利用してここにも道路が造られております。道路の高さが全然違うんですけども、これがこっちへ来る道路、これ、向こうに行く道路というよう

な状況になっておりまして、非常に今後の整備が待たれるところでございますので、特に、もう一度この写真がありましたら、（パネルを示す）お願いしたいと思います。ナンバー3です。

今、県が整備しようとしているのがこの黄色く塗られたところでして、こちらも黄色く塗られたところを、県のほうが整備をしていただくことになっております。残されるのはこの赤い線のところでございまして、もし津波や高潮が来たら、この辺は高い堤防になるんですけども、この真ん中だけ従前の堤防の高さということになってまいりますと、非常にこの千里地区に大きな被害が出るのではないかという心配をしているんですね。

ここにマリナーに船がたくさん係留されていまして、海の海面に係留されている船は、いかりを打ってロープで固定されていますので、まずまずこちらへ流れ込むということはないと思うんですが、ここに置いてある、陸に置いてある船については、台車に船が乗っけてあるだけで、水が増えてくれば、これは、当然、船は浮き上がって、ひょっとするとこの堤防を越えて、東日本大震災のような状況になるんじゃないかな、そんなような心配をしておりますので、くれぐれもこの背後地の堤防の整備のほうは一つよろしく御検討いただいて、地域の住民、皆さん方、そしてまた、その市役所の担当者の方々と慎重な御検討をいただきますようお願いを申し上げて、この項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、交通安全緊急対策、車両安全対策についてということで、質問させていただきます。

2019年6月21日に閣議決定されました2019年版交通安全白書によりますと、2018年に起きた75歳以上の高齢者が運転する死亡事故は、免許人口10万人当たりで8.2件、75歳未満に比べて約2.4倍となっています。

テレビや新聞報道でも大きく取り上げられた、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる死亡事故の割合は、75歳未満では全体の1.1%なんですが、75歳以上になりますと5.4%と、5倍ほど多くなっていくということになります。操作ミスが起りやすい人的要因として、慌ててしまってパニックにな

る、それで事故を起こすということが主要因と言われております。

高齢者に加えて、運転に不慣れな初心者も、アクセルとブレーキを踏み間違えるということも推測をされております。高齢者は、体の柔軟性が低下しまして、ペダルの踏み間違い事故につながりやすい傾向にあることも分かってきました。高齢者は、身体能力や体の柔軟性が低下することで思うように体が動かず、意図しないところで操作ミスをしてしまうということもあるようでございます。そのためにも、正しいシートポジションというんですか、運転操作に支障の出にくい運転姿勢を取ることが大切でありますし、注意力を高め運転に集中する、そんなことに尽きるのではないかなというふうに思っています。

そこで、アクセルペダル踏み間違い急発進抑制装置についてお伺いさせていただきます。

運転に集中して操作ミスを減らす努力とともに、近年では、アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故の解消を目的とする装置が開発されております。一般的に、ペダル踏み間違い時加速抑制システムと呼ばれる装置でございまして、ブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを強く踏み込んだ場合、加速を抑え、警告を発して、衝突被害を軽減するという支援システムです。

ペダル踏み間違い時加速抑制システムの新車への装着率は、国土交通省の調査によりますと、2017年では65.2%を超えているそうです。しかし、2017年時点では、高級車にしか標準装備されていませんでした。

現在でも、純正商品と言われるメーカー開発のペダル踏み間違い時加速抑制システムは、トヨタもホンダも日産もダイハツもそうなんですが、後づけできる車種は限定されています。ディーラーに依頼すると、車種によっては後づけできないということで、断られることもあります。よって、ペダル踏み間違い時加速抑制システムが装着されていない車も、まだまだたくさんあるのではないかなというふうに思っています。

そこで、どの車にでも後づけできるメーカーの純正部品でない商品なんで

すが、ペダル踏み間違い時加速抑制システムが注目されています。国土交通省の後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置の認定を受けた事業所でしかつけないことができませんが、皆さんもよく知っているお店では、オートボックスやイエローハットがこの事業所に当たります。

この映像を見てください。（パネルを示す）5番です。（パネルを示す）これが、その衝突を軽減する装置の役目です。装置は、今、見ていただいたように、簡単な装置のように思います。しかし、効果は絶大で、車の急発進を抑制してくれるそうです。この装置をつけるには補助金がついており、満65歳以上の方を対象として、国、県、市が補助するものであります。

この質問をするに当たりまして、高齢者で5年ぐらい自分の車を買って替えずに乗っている人に、対象ということですから、その人にいろいろ聞いてみました。この制度のことを知っているかということを探ねたんですが、ほとんどの方が知らなかったと答えておりまして、年齢だけは十分満たしているんですけど、私の車も対象になるのかしらと、こんな話でございまして、車の年式と車種を訴える方ばかりでございましたが、私もそこまでは理解しておりませんので、いわゆる行政の宣伝、広報が十分でなかったんだということで、危惧しております。

それから、ナンバー7を示してください。（パネルを示す）私の地元、津市の広報を確認しましたら、9月号の津市からのお知らせという欄に、後づけ安全運転支援装置購入設置補助金という見出しで、来年の3月31日の時点で70歳以上の運転免許保有者と記載されておりました。

補助金は購入・設置費用の2分の1、障害物検知機能のある装置ですと上限2万円、障害物検知機能がついていないものについては上限1万円、締切りは設置から60日以内で、来年の3月31日まで、補助金がなくなり次第終了ということが書いてございました。

国のほうでは2019年の補正予算と2020年度の予算で実施されるということで、1年間限りと限定されていると言われてはいますが、私は今回の電話で、この制度のことを尋ねた方々は、何とか車なしでは生活できないし、田舎の

高齢者にとってはまさに救いの施策だと言われる方もいて、予算打切り、早い者勝ちの補助金はいかかなものかなと、お叱りを逆に受ける羽目になってしまいまして、ごもっともですとしか言いようがございませんでしたが、もう1点、気がかりなことがあります。

(パネルを示す) この事業を実施している市町が三重県内で12市町、実施していない市町が17市町あるんです。実施している市町の県民に対しては、国が2万円、市町と県が2分の1ですから、合計4万円の補助金をいただきます。これですと、メーカーの純正部品でない装置をつけたら、大体、本人負担額はほとんどなしでつけることができるというふうになっています。

この事業に、いわゆる乗っかっていない市町ですと、国の2万円だけということになるわけですし、ここでもう一度、確認したいと思うんですが、事業をしていない市町の県民は、国だけの補助金で、県からの補助金はもらえないということになるわけですが、同じ県民として少し理解が難しいんじゃないかなとそんなふうに考えています。それで、いかがでしょうか、お尋ねいたしたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長(岡村順子) 高齢運転者の安全運転支援装置設置に係る補助金の周知と、来年度以降の継続につきましてお答えいたします。

近年、全国的に、高齢運転者のペダルの踏み間違いによる大きな交通事故が社会問題となっており、県におきましては、こうした交通事故の防止に非常に有効である安全運転支援装置の普及を目的としまして、市町が実施主体となる、後づけ安全運転支援装置普及事業への補助制度を本年4月1日から開始しました。また、国におきましても、安全運転支援装置の補助事業が今年度限りで実施されているところでございます。

後づけ安全運転支援装置普及事業につきましては、市町によって実施の有無や補助内容、開始時期等が異なるため、各市町から市民、町民の皆さんに周知していただく必要がございます。

現在、各市町では、様々な工夫をしながら広報していただいているところ

でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた広報が十分展開できないといったことですか、年度途中で事業を開始した市町もあることなどから、議員からの御指摘にもありましたが、周知が浸透していないという面もあると考えております。

そこで、高齢者が集う機会を活用したり、自動車用品販売店等の協力を得たりすることにより、幅広い周知につながっている事例もあることから、このような効果的な周知方法を情報提供するなど、補助制度のさらなる周知を市町に働きかけてまいります。

また、この補助制度の実施に当たりましては、国の補助制度と連動させ、高齢運転者の経済的負担をより少なくすることが事業の効果的実施につながるため、今年度限りで集中的に取り組んでいくことが重要と考えています。

とりわけ、この事業の実施に際しましては、昨年度から、既に単独で補助事業を実施している市や、令和2年度から実施を検討している市町がありまして、そういった市町と協議を重ねた結果、県と市町でそれぞれ実施するよりも、両者で協力して実施したほうが、住民に密着した周知や高齢運転者の費用負担及び申請手続を軽減する効果が期待できることから、両者で共同して制度設計をして進めてきたところでございます。そうしたこともありまして、今年度、集中して実施をしていくというふうに考えているところでございます。

県としましては、安全運転支援装置自体の有効性についての広報啓発をさらに推進するとともに、より多くの方々に補助制度を知っていただき、一日も早く高齢運転者の皆さんに安全運転支援装置を設置していただけますよう、市町と協力して着実に取組を進めてまいります。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 御答弁ありがとうございました。

安全運転支援装置を市町としっかり協議しながらこれからも進めていくという、そういう御答弁をいただきましたので、それはそれで了解とするわけですが、ただ、参加しない市町の住民にとっては非常に不幸なことにな

るわけでありますので、そのことだけはないようにしていただきたいというふうに思うわけです。いわゆる平等ということなんですけれども。

コロナ禍の一律10万円の給付金のときもそうだったんですが、初めは低所得者、困窮者に30万円を給付するというところに一応決められておったんですが、物議が醸し出されてきた中で、政治的な配慮ということで、一律10万円の給付に変更されました。結果的には、国民が公平感を持って受け入れたということになるわけで、いかに公平感を保つかということが、政治家の判断として欠けてはならないことだというふうに思っています。

この事業を実施していない市町の県民に対しても、県費が平等に上乘せされるように、知事の御配慮をよろしくお願ひしたいと思うんですが、知事、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今、国で一応、一律全国で補助があるという中で、県と市町がその上乘せをしているという状況でありますので、その全体的なセーフティネットの平等感ということでいけば、国の補助が一応全部出ているという状況ではありますけれども、国が今年度限りと言っていることもありますので、まずはしっかり市町にやっていただくということですが、国の来年度予算の動向、あるいは、市町が引き続きやっていきたいということになるかどうかという市町の動向、そういうのをよく見ながら、県としても判断していきたいというふうに思います。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） ありがとうございます。

県民としては、なかなかそんなふうにとってくれないんですよ、今の平等の精神からいきますと。同じ県民なのにもらえる人ももらえない人がいるっておかしいんじゃないかと、県費の部分ですけどね。その辺は十分考慮いただいて、ちょっと御検討していただきたいというふうに思います。

そして、国の経済対策で1年限りというのも、これもいかなものかなというふうに思います。私がいろんな聞いた方によりますと、この制度を全く

知らなかった、そんな制度があるんならぜひ自分の車にもつけてほしいなどという方が多くいらっしゃいましたので、そういう方々に行き渡りようにするためには1年限りではなしに、国のほうにもしっかり申し上げていただいて、継続してもう1年、2年延ばしていただく、そんな対策も一つ講じていただきたいと思います。これは要望に止めておきます。

それでは、続いて、農村や地域が抱える課題についてに入らせていただきます。

1点目として、兼業農家や高齢農家等の参画による地域農業の維持・発展について質問させていただきます。

農業における兼業農家や高齢者農家も含めた、多様な担い手による地域農業の今後の在り方についてお伺いいたします。

三重県における農家のデータを紹介いたしますと、販売農家の経営耕地面積が3反、いわゆる30アールです、以上、または農産物の販売金額が50万円以上は約2万5700戸ございます。そのうち約4分の1、6600戸が農業収入のみで生計を立てている専業農家で、残りの4分の3、1万9000戸が兼業農家となっています。全国平均では、兼業農家の割合は約3分の2となっており、三重県は全国に比べても兼業農家の割合が高くなっています。

また、年齢別農業就業人口データを見ますと、70歳以上で見ると約57%、60歳以上で見ると87%を占めております。いかに高齢化が進んでいるかということが分かっていただけだと思います。

農地の中でも平たんで圃場整備が実施されたところは、担い手や後継者が見つかりやすいですが、三重県は中山間地域の耕地面積が4分の1、26%も占めておりまして、条件的にも不利で担い手が見つからない中山間の農地などでは、兼業農家や高齢者農家の力を今後も十分に活用しながら、農業経営を続けていく必要があります。

政府は、農業に関する九つの成果目標を設定しております。これも、一応参考に、写真を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）農地の集積目標を見てみますと、全国で平均では59%の農地集積がされていますが、三

三重県では、これ、2018年のデータですが、35.5%、認定農業者や集落営農組織に集積が進んでいないということが分かります。生産コストの削減も、この数字を見ると全く進んでいないと言わざるを得ません。スマート農業も2020年を目標にしていたのですが、数値に出せないほど進展がないというふうにも読み取れます。

幾つかの目標の中で、農林水産物・食品の輸出は、2019年度で9121億円ですから、2020年度にはほぼ1兆円を達成しそうになっております。農家の期待の多かった、これ、昔の話ですけど、農家個別補償制度をなくして、農業から離脱させて、中核的農家育成を目指してきましたが、農業改革の難しさがこの数字に出ています。農業から無理やり下ろすのではなく、もっと丁寧に、農業者に寄り添った農業改革が必要ではなかったかと思っています。

私が現場でお聞きしたところでは、認定農業者や認定新規就農者などについては、制度資金などの手厚いサポートがあります。兼業農家や高齢者農家が農業機械を購入する際には、年齢がネックとなって金融機関の融資が受けられないこともあるとのことでございます。最近の農業機械は安全対策に力を入れておまして、より安全な農機に買い替えようと思っても、機械が大変高額なために、なかなか買替えをすることは困難になっていると、こんな話がありました。

三重県の農村・農業を維持・発展させていくためには、中核的な農家の育成だけではなく、兼業農家や高齢農家を含めた多様な担い手の維持・確保を図るために、きめ細かい対策が必要だと考えています。

そこでお尋ねするんですが、兼業農家や高齢農家等の参画による地域農業が維持・発展するための施策や支援策が非常に乏しい、ないと言っても過言ではないかと思うのですが、県としてどのように考え、現実に乗った取組をされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、兼業農家や高齢農家等の参画によりまず地域農業の維持・発展に向けた県の取組についてということで、御答弁

させていただきます。

本県は農地の7割以上を水田が占めておりまして、これまで、認定農業者や集落営農組織などを中心に、生産性の向上や産地競争力の強化などに向けた支援に取り組みますとともに、多面的機能の維持・発揮に向けて、農地や水路などを保全する共同活動や、中山間地域などでの営農継続を支援してきたところでございます。

この結果、農地の約4割を認定農業者等が担うとともに、農地等の適切な保全が図られておりますが、農業者の高齢化の進行等により、中山間地域などの条件不利地を中心として、農地の借手が見つからない、あるいは農地が狭く作業効率が悪いいため規模拡大が難しいなど、将来の営農継続に不安を抱くお声もお聞きをしております。

こうした状況を踏まえまして、令和2年3月に改定を行いました三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画では、地域の農業を担ってきた家族農業の維持・継続を図ることが重要であるとして、経営規模や家族、法人などの経営形態の別に関わらず、産業政策と地域政策の両輪で施策を進めていくことを明記したところでございます。

家族農業の維持・継続に向けた今後の施策展開につきましては、現在、策定を進めております三重の水田農業戦略において、中山間地域を念頭に置いた、家族農業継続プロジェクトを設置して取組を進めていきたいと考えております。

具体的には、兼業農家や高齢農家が多い地域を対象として、農家の話合いを通じた地域リーダーや作業オペレーターなど、地域の中心となる人材の育成・確保、兼業農家や高齢農家の後継者を対象にした農作物の栽培技術や、農業機械の操作技術などの習得支援、コスト低減に向けた中古農機のあるべき人の仕組みや共同利用の体制づくり、また、労働力が不足する農家と応援できる人材をマッチングする仕組みづくりなどを、市町やJA、農業機械の普及などに取り組む団体等と連携しながら、きめ細かく進めていきたいと考えております。

また、農業機械の導入に当たりましては、国の補助事業として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用が考えられますが、小規模な家族農業ではなかなか採択されにくい状況にありますことから、国に対して採択要件の緩和や十分な予算の確保など、様々な機会を捉えて要望してまいります。

今後は、家族農業継続プロジェクトにおける取組の具体化に向け、さらに検討を進めますとともに、国の新たな食料・農業・農村基本計画に位置づけられた家族農業に対する施策動向も注視しながら、中山間地域等の兼業農家や高齢農家をはじめ、本県の家族農業の維持・継続が図られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 御答弁ありがとうございます。

今回の質問をするに当たって、いろんなところを歩いてきました。いわゆる兼業農家で、高齢農家で実際に田んぼをつくっておられる方々の話を聞いてきたんですが、一言で言いますと、全く我々を支援してくれる施策が県にはないと、こんなふうに言われて、肩身の狭い思いをして、実は帰ってきました。

昔でしたら、こういう高齢者が車を買って替えたりとかいろいろなことをするとき、県単という形で補助金があったこともありまして、そんなことを覚えている方々でございますので、そういう強い話になったんだろうというふうに思います。

もう時間がありませんので、もっと言いたいことはたくさんあったんですが、とにかく三重県の農業というのは、今も言いますように、兼業農家やとか高齢農家で支えられている部分が非常に大きくなっておりますので、その辺をしっかりと見極めて施策をやっていただきますように、よろしく願い申し上げておきたいと思っております。

これで、この項は終わりまして、次、二つ目の、防災・減災の観点で見た、田んぼダムということで質問させていただきます。

近年、集中豪雨の大型の台風発生等によって、全国で大規模な水害が頻発

して、大きな経済的損失が発生しています。今年の7月には、熊本県を中心に九州や中部地方などで日本各地で発生をしました令和2年7月豪雨が記憶に新しいところです。こうした災害に対して、河川改修や治水施設の増強等の対応策が継続的に実施されているものの、短期間での課題解決は財政的にも技術的にも非常に困難な状況であります。

こうした中、農地は多面的機能の一つとして洪水調整機能を持つことが広く知られております。豪雨による河川の氾濫を防ごうと、雨水をためる田んぼを治水対策に活用する田んぼダムの取組を進める自治体が増えてきております。

(パネルを示す) 10番を提示してください。これ、私の田んぼの写真を撮ってきました。田んぼダムは、計画から、それからもう一つ、(パネルを示す) これは私が作ったんですが、大体、田んぼダムをすればどういうぐらいの貯水量ができるかということを確認するためにこんなものを作ってみました。

1反、いわゆる1000平方メートルの田んぼですね。これはやっぱりあぜが幅が狭いために、あぜの高さもやっぱり低いんですね。私もこんな田んぼがありますのでそれも見てきたんですが、最大、水をためられても、深さにしたら30センチメートルぐらいかなということで、1反ありますと300トンの水がためることができます。今、この写真撮った田んぼは、ちょうど30アール、3000平方メートル、3反の田んぼです。それですと、大分あぜの幅も1メートルぐらいありますし、高さもちょっと高いので、50センチメートルぐらいはためられるかな、そんなふうに計算しますと、1500トンの水がためることができます。1ヘクタール、1町歩の田んぼですと、3000トンの水がためることができるわけですね。下にも書きましたように、学校にある25メートルプールですと540トン。今度、オリンピックで使われるプール、どれぐらいか調べてみましたら、2500トンということになるようです。これ、数字からいきましても、かなり貯水ができるのが田んぼダムということになると思います。

田んぼの落水調整をする装置、板を入れるだけです、板を入れるだけで排水量を抑制することができるわけですので、これで貯水機能を高めていけば、この田んぼダムというのはかなりの効果を出してくるのではないかなというふうに思っています。

既に、秋田県だとか、新潟県だとか、栃木県などでも、田んぼダムの整備が進んでおりまして、水路のピーク時の水位が80センチメートルも下がったとか、そんな成果も出ているようでございますので、ダムを建設するコストよりも大幅に安く上がりますので、当然、これはどこかの同意が必要になってきます。

防災・減災の観点からも、非常に効果的な取組だというふうに思っていますので、三重県では、この津市でも中勢用土地改良区が試験的に田んぼダムを実施しておられるようですので、その辺も含めた御答弁をいただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、田んぼダムの現在の取組状況と今後の展開について御答弁させていただきます。

水田は、農業生産はもとより、雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防止するなどの役割を担っております。田んぼダムは、水田の排水口に調整板を設置することによって、水田が持つ洪水調節機能を人為的に高めることで、下流域の農地や宅地の洪水被害を軽減する目的で実施されております。

県としても、即効性があり、低コストで実施可能な田んぼダムは、防災・減災の観点から有効な取組であると考えております。

県内における田んぼダムの取組は、多面的機能支払交付金の活動組織などにより、8地区160ヘクタールで進められております。特に、津市におきましては、津農林水産事務所内に農家との協働を進めるためのみえ田んぼダム推進チームを設置し、三重大学や活動組織と連携して、洪水被害防止効果や農家の作業負担などをモデル地区で検証するとともに、普及啓発のためののぼり旗を設置するなど、取組の拡大に向けて意欲的に推進しておるところで

ございます。

こうした取組を進める中で、田んぼダムの実際の運用に当たっては、雨水があふれ、水田のあぜを決壊させるおそれがある、わらくずが排水口に詰まるため、これを取り除く必要がある。また、木製の調整板は約3年で腐食してしまうといったような、維持管理に関する課題が判明してきました。

こうした課題に対して、県としましては、農家の不安や心配の解消に向け、農地の保全に向けた集落の共同活動を促進します多面的機能支払交付金等により支援することで、維持管理に関する課題の解決につなげたいと考えております。また、引き続き三重大学とも連携しながら、雨水の貯留効果やピーク流出量の抑制効果など、田んぼダムがもたらす効果の検証を進めてまいります。

さらに、田んぼダムの県内での取組拡大に向けて欠かせない農家の皆さんの理解の促進を図るため、多面的機能の維持・発揮に向けた研修会なども開催し、その必要性や効果を丁寧に説明し、広く普及してまいりたいと考えております。

近年の激甚化・頻発化する豪雨災害を受けて、国におきましても、流域全体での治水対策に取り組むこととしておりまして、この取組の一環として、農業農村整備事業において、田んぼダムの取組を拡大していくということとしております。

県としましては、水田の田んぼダムとしての活用については、総合的な治水対策の観点からも重要な取組と考えておりまして、農村地域の防災・減災対策の一つとして位置づけて、田んぼダムの効果的な活用と取組のさらなる拡大を進めてまいります。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） ありがとうございます。

今、前田部長から、防災・減災の対策の一つと位置づけしてやっていきたいと、こういう話でございましたので、農家の理解をやっぱり得ることが一番大事でございますので、できましたら、今、申し上げたように、防災・減

災の観点からいろいろシミュレーションをして、どれぐらいの面積で、どれだけの水がためられるんや、そういうことを理解いただいた上で農家に協力を仰ぐ。そして、県の施策としてやっぱり堂々と打ち出さないことには、農家の理解は得られないと思いますので、その辺も併せてよろしくお願いを申し上げて、時間が迫ってまいりましたので、この辺はこれくらいにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

あと、二つ残っているんですが、一つ飛ばさせていただいて、いつものことでえらい申し訳ありません。答弁書、作っていただいたのに。

最後の、コロナ禍における農泊の推進についてということで、質問をさせていただきますかと思ひます。

この前に、三重のまるごと自然体験の話をさせていただいた上で移りたいなというふうには思っておったんですが、私の地元の津市榊原地区、ここは1500年の歴史を持つ、いわゆる清少納言の枕草子にも七栗の湯と詠われた日本三名泉の一つである榊原温泉を核として、広大な農地を有する農村集落があります。

ここで、知事のもっと知りたい！みえの現場すごいやんかトークにも選ばれてまして、地元の皆さんと共に、知事が自らが司会をしながら聞いていただいたわけですが、その中でも、温泉旅館がたたずむ宿泊施設がある中で、古民家や空き家を利用した農業体験施設や農泊の取組について、熱く語られていたのを強く印象に残っておりまして、こういった取組はインバウンドも含めた観光需要の増加が地域の活性化につながると、大きな期待をかけた取組であるわけですが、ここにきまして、新型コロナ禍により観光客の大幅な減少が課題となっておりまして、旅館の入り込み客数も大きな落ち込みが余儀なくされています。

せっかく地域がやる気を出して、地域ならではの様々な体験を楽しんでいただくための取組を進めていく、そうした中でございますが、観光需要の減少によりまして、農泊の推進に向けた機運が後退してしまわないかと、そんなことを心配しております。

そこでお尋ねいたすのですが、コロナ禍により厳しい状況に置かれている農山漁村活性化プロジェクト交付金事業、この推進につきまして、三重県でも15か所ぐらい取り組まれているという話なんです、今後の取組についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、コロナ禍により厳しい状況に置かれている農泊の推進に県としてどのように取り組むのかということで、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染防止の観点から、移動の自粛等の影響により、インバウンドを含めた県内への来訪客が大幅に減少するなど、農泊事業者が厳しい状況に置かれているということは認識しておるところでございます。

具体的な声として、現場からは、予約の減少やキャンセルにより先行きが見通せない、感染拡大や安全・安心に対する不安の声を払拭してほしい、国の交付金を活用した農泊による地域の活性化について、コロナ禍で事業進捗の遅れが心配であるといったような、切実なお声をお聞きしているところでございます。

このため、県では、国の持続化給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援措置の紹介や、県独自の取組として、来県延期協力金など支援措置を講じるとともに、その活用を関係事業者へ呼びかけてきたところでございます。

また、三重の農山漁村に安心してお越しいただけるよう、感染防止対策ガイドラインに基づく適切な措置の周知徹底を図りますとともに、感染防止のための衛生資材の購入や、講習会等を通じた施設の衛生管理を担う人材育成に対して支援を行っております。

さらに、県内の自然体験施設等の安全性をしっかりとアピールしていくため、県のホームページや事業者のSNS等を通じた情報発信にも取り組むこととしております。

なお、現場からも不安の声をお聞きしております国の農山漁村振興交付金を活用した農泊支援事業につきましては、様々な機会を通じて、事業期間の延長など柔軟な対応を国へ働きかけていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見通せない中ではありますが、新たな生活様式の普及に伴う、テレワークを活用したワーケーションの広がりなど、これまでにはなかった新たな需要をチャンスと捉え、自然体験や農泊に関する受入環境の整備や、体験プログラムのブラッシュアップなどについて引き続きしっかりと支援してまいります。

これらの取組を通じ、三重ならではの伝統的な生活体験や、農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊をより一層推進し、農山漁村地域の活性化につなげていきたいと考えております。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 今、御答弁をいただきましたが、この事業は、榊原地区の話になるんですが、令和2年度から3年度にかけて部会ごとの現場調査や先進地視察調査を行って、計画に練り上げていくという作業が必要なんですが、今のコロナ禍の中で、部会会合やとか役員会、現地調査、先進地調査等が全く思うように動いていないのが実情でございまして、事業が、いわゆるストップしているということでございます。

国の2年間という縛りがありまして、県のほうでは、今、国に対して、コロナ禍の中だから延長してほしいという申出をさせていただいておるようでございますので、安心いたしました。ぜひこうした地域が自分たちの思いをしっかりと生かして、地域の活性化に結びつけていけるような施策が順調に進んでいくように、県の力強い御支援と、知事からも国のほうへしっかりと申入れをしていただきますように併せてお願いいたしまして、勝手な質問になりましたけれども、一部を残してしまいまして、大変申し訳なく思っております。次回にまた機会がありましたら触れさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきまして、私の質問はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。26番 杉本熊野議員。

〔26番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○26番（杉本熊野） おはようございます。

津市選出、新政みえ、杉本熊野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めは、ウィズコロナ下における子どもの安全安心確保をということで、学校の新しい生活様式に対応できる学級編制基準の制定について質問させていただきます。

コロナ禍における子どもたちの様子を少し振り返ってみたいと思います。

2月27日、前安倍首相が突然、全国一斉休校を要請し、3月2日から、島根県を除き、全国の学校が臨時休業となりました。急な休業措置で、子どもたちも保護者も大変戸惑いました。

準備時間もない突然の自宅学習には問題が山積みで、家庭環境などで格差が生じることは明らかでしたし、一生に1度の卒業式が従来のようにできなかったことで友達や先生ときちんとお別れができず、悲しい思いをした子どもが多かったように思います。

子どもたちにも言いたいことがあったはずですが、発言や質問の機会はほとんどありませんでした。

その後、春季休業、春休みを経て、4月16日に全都道府県が緊急事態宣言の対象となったことを受け、三重県では、県立学校が4月15日から5月末までの臨時休業を行いました。県内の小・中学校も同様の状況となりました。

国立成育医療研究センターが、この間の子どもの状況をアンケート調査しています。

すぐにいららする、コロナのことを考えると嫌な気持ちになるなどのストレス反応を示していた子が、全体の75%を占めていました。最近集中できない、が4割程度、寝つけなかったり、夜中に何度も目が覚めたりする、が2割以上などの結果が報告されています。

休業中、先生たちは、課題プリントを届け、家庭訪問や電話連絡、オンライン授業に努め、学校での預かりもしておられましたが、休校中の子どもたちの様子を十分に把握することはできませんでした。

学校再開の日、先生たちは、子どもたちが不安なく、安心して、元気に登校できるだろうか、と大変心配しながら学校を再開いたしました。

しかし、当時、社会全体が最も気にかけていたことは、学習の遅れを取り戻すことであったと思います。9月入学の是非が盛んに議論されておりました。

一方、保護者からは、感染予防対策の徹底を要望する声が多数寄せられました。

今、学校では、文部科学省の、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を基に、手洗いやマスク着用の励行、消毒、三つの密を避けるための対策が綿密に行われています。

ある学校では、登校前、家庭での検温はもちろんのこと、登校直後の朝と昼にも子どもの検温をし、密集しそうな児童玄関や手洗い場には足形のストップマークをつけています。

(パネルを示す) これは、ある学校の様子で、児童玄関のところに、朝、

密集するのでストップマークをつけて、給食のときに並ぶのが密集するので廊下にストップマークをつけ、手洗い場のところも密集するのでストップマークをつけています。こんな取組が今、学校では行われています。

この学校では、調理実習や理科実験、グループ学習はまだ行っていません。音楽教室は1時間ごとに毎回消毒するなど、徹底した対策を行っていますけれども、保護者からは、心配のあまり、さらに細かい対応を求められています。

そして、どうしても絶対に回避できないのが授業中の教室の密でございます。これは、ある小学校5年生、39人の教室であります。（パネルを示す）

マニュアルでは、レベル3の地域では、児童・生徒の間隔を可能な限り2メートル、最低1メートルを確保するように求めていますけれども、40人近い学級では、2メートルというのは本当に不可能でございます。

また、県立学校では、募集定員が1学級原則40人ですから、ほとんどの学校が過密状態にあります。

9月3日、文部科学省は、この衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式のバージョン4を出しました。バージョン4は、ウィズコロナの時代のマニュアルでございます。

児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及び拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるとしています。経済との両立、ウィズコロナにのりつった内容となっています。

このマニュアルどおり学校運営を続け、なおかつ、子どもたちの安全・安心を守るためには、現在の学級編制基準、小学校1年生35人、小2から中3までは40人です。これを私は見直すべきだというふうに考えます。

この基準を見直さなければ、ウィズコロナ下における子どもの教育の保障と安全の確保、この両立はできません。

7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村長会は、少人数編制を可能とする教員確保について緊急提言を行いました。40人学級では、感染症予防

のための児童・生徒間の十分な距離を確保することは困難であり、大きな課題であると訴えられました。

また、9月24日、自由民主党の教育再生実行本部、本部長は馳浩元文部科学大臣であります。ここからは、30人学級の推進を求める決議をまとめて、萩生田文部科学大臣に手渡しをしております。決議では、法改正で教員の数を増やし、そのための予算計上を来年度予算で検討するよう求めています。

そして、三重県では、9月14日、知事・教育長に対して、PTA代表、校長会代表、教職員代表などの皆さんが、三重県独自の学級編制基準を導入するよう要請いたしました。

このような中、私は、国が義務教育標準法を改正し、早急に学級編制基準を30人とするのを強く求めたいと思いますが、そう簡単にはいかないようです。

ですから、そのことが早期に実現できないのであれば、ウィズコロナ下において、三重県の子どもの安全・安心を守るためには、国に先駆けて、県独自の学級編制基準を制定し、教職員配当基準を見直し、教職員定数を確保していくことが急務だと考えますが、いかがでしょうか、教育長の見解をお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校の新しい生活様式に対応できる学級編制基準につきまして御答弁申し上げます。

小・中学校の1学級の児童・生徒数は、学級編制に関する法律で定められており、小学校1年生は35人、それ以外の学年は40人となっています。

こうした中で、本県では、基本的な生活習慣や学習環境が大きく変化する小学校1、2年生で30人学級、中学校1年生で35人学級とし、いずれも下限25人を設定しながら、順次、実施するとともに、小学校2年生では36人以上の学級を解消しています。

また、これらの対象とならない学年のうち、人数の多い学級でも少人数教育ができるよう、定数や非常勤を配置しているところです。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、学校の新しい生活様式が求められる中で、議員の御紹介にもありましたけれども、7月上旬には、全国知事会から国に対し、児童・生徒の十分な距離を保つことができる少人数学級編制を可能とする教員の確保を早急に図る旨、緊急提言がなされました。

7月上旬の経済財政運営と改革の基本方針2020では、臨時休業等の緊急時にも安全・安心な教育環境を確保し、学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な配備について、関係者間で検討するとされ、9月には、政府の教育再生実行会議ワーキング・グループから同じ趣旨の中間答申がなされています。

これらを受け、先般の文部科学省の概算要求では、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、学級編制標準の引下げを含め、小人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、予算編成過程において検討するとされたところです。

本県では、これまで基本的な生活習慣の定着と学力の向上を図るため、県独自で少人数学級を進めてきましたが、新型コロナウイルスの影響がある中で、子どもたちが安全で安心して学べる環境を確保するためにも、少人数学級の推進は重要な事項です。

一方、義務教育である小・中学校の教員配置に係る財政措置は国により行われますが、これは法律で規定する1学級の人数で算定されますことから、県独自の少人数学級を実施するために必要な教員は、県費で確保する必要があります。

こうしたことから、国に対し、来年度から少人数学級を計画的に進めることを強く要望してまいります。

その際、本県が先行して実施しております少人数学級について、例えば、授業につまずく児童・生徒の減少や話し合い活動の充実、配慮を要する児童・生徒へのきめ細かな指導ができることなどの効果をしっかり説明し、今回の学級編制標準の引下げの動きが前に進むよう取り組んでまいります。

今後の国の動向を踏まえながら、本県としてどのように対応していくかに

についても検討していきたいというふうに考えております。

[26番 杉本熊野議員登壇]

○26番（杉本熊野） 教育長からは、国の学級編制基準が進むように取り組んでいくという御答弁いただきました。

しっかりと、強くお願いしたいと思います。教育現場の現状を訴えていただきたいと思っております。

萩生田文部科学大臣が記者会見で、9月18日ですけれども、こう発言しておられます。

新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症の発生時に、一定のソーシャルディスタンスを確保できない学校は休校を選択せざるを得ない。

新しい学校を考えると、64メートル四方に40人の教室というのは限界があるというようなことを語っておられて、休校を選択せざるを得ないということをおっしゃられます。

私やっぱりそれは確保されている学校、地域、県と、確保されていない学校では、感染が拡大したときに休校にするかしないかの選択が違ってくと思うのです。

ですので、国がそういったところの基準がしっかりと確保できないのであれば、県で進めていく必要があるというふうに思っています。

といいますのは、臨時休業は、皆さん御存じのとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、知事が教育長に要請し、その要請に応じて、教育長が学校保健安全法に基づいて臨時休業ということをするというふうになっていますので、まずは知事の判断があります。

ですから、三重県の場合は、感染者が名古屋由来であるとか、大阪由来であるとか、都市部に影響されるということが非常に多かった現状がある中で、やっぱり休校に、休業にということを選択せざるを得ない状況が、都市部に近い県というのはより多くあると思うのですね。

そういったことも考えると、やっぱり三重の子どもたちの教育の保障と、それから、安全・安心の確保を両立するためには、学級編制基準というのは

下げる必要があるというふうに思っています。

今、少人数学級の話をしていただきました。私はそのことをベースにしなから、それがあからこそ、国に先駆けて、県独自の学級編制基準をつくることができると思っているのです。

御存じのとおり、みえ少人数学級は事業でございます。ですので、学級編制基準ではございません。

そういったところを、しっかりと中身を精査しながら、三重における独自の学級編制基準を、小学校1年生、2年生、中1から順次、定数改善としてやっていって、教職員の確保を計画的に進めていく必要があると思います。

今後、国がそういう方向性を出したとしても、一遍に採用することはできません。順次です。なので、やっぱり一歩でも先駆けて、それを進めていくというのが、私は、それぞれの地方のやり方としてあるべき、あってもいい姿だというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目、修学旅行不参加の子どもたちについてです。

修学旅行や体験学習を実施するかどうか迷っていた教育現場が、実施に踏み切れた、その後押しをしたのは、県の南部地域体験教育旅行促進事業と、県内教育旅行促進支援事業の創設だったと思ひます。

9月15日現在の応募状況は、合わせて868件、約5万2000人分です。

行く先が県外の学校でも、感染リスクの低いところへ行き先を変更したり、活動内容を工夫するなどして、子どもたちにとってかけがえのない大切な教育活動を計画しています。様々な制約があるものの、やっぱりうれしい気持ちでいっぱいだと思います。

このような中、修学旅行に行かなかった、行けなかった子どもが増えています。A中学校で8人、B中学校では16人です。いずれも昨年は全員参加でした。

学校では旅行積立てをし、修学旅行費の一部は就学援助もされています。しかし、旅行の準備などにもお金はかかり、就学援助の修学旅行費は前払い

ではなく後払いですから、旅行への参加が厳しい家庭が増えているように思います。

また、不参加の理由は、一番は新型コロナウイルス感染が怖いということなのですが、その背景を探っていくと、家族が感染すると仕事を休まなくてはならない、雇い止めになるとのことでした。

介護職で働く母親は、子どもを修学旅行に行かせない判断をしました。シングルマザーです。新型コロナウイルスに感染すると職を失い、子どもを養っていけなくなるのではという不安がありました。本当に切ないです。

しかし、修学旅行に行かせないことは、将来にわたる教育的リスク、親子関係のリスクはさらに大きいと思われます。それでも修学旅行に行かせない判断をするしかない切なさがあります。

修学旅行は、事前の学習、班行動の企画など、準備段階からの学びがあります。行かない、行けない子どもの心中を思うとき、何とかしなければならぬと思います。

保護者の収入が激減した家庭等の状況が子どもたちにどんな影響を与えているか、しっかりと把握していく必要があると思います。

そしてまた、せめて修学旅行費の就学援助、これは後払いではなく、前払いとしていただきたい。新たな予算が発生するわけではありません。前払いです。そのことを市町と連携して進めていただきたいと考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 就学援助費における修学旅行に係る費用の前倒し支給につきまして御答弁申し上げます。

就学援助は、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、市町が援助を行っていただいているものです。

定期的に定額支給されている学用品費と同様に、新入学児童生徒学用品費等は、通常必要とする額が算出可能であり、定額支給でありますことから、

2017年3月に国の要綱が改正され入学前支給が国庫補助の対象となったこともあり、各市町において入学前支給が進められてきたところです。

一方、就学援助に係る修学旅行費については、定額ではなく、直接、必要な交通費、宿泊費、見学料等の実費が対象になっていることから、行き先や内容、参加人数などによっては金額が大きく異なるため、標準的な額を前倒し支給することが困難な状況があり、現在、県内においても実施している市町はないという状況です。

そうした中で、各学校においては、全ての児童・生徒が修学旅行に参加できるよう、旅行費用の積立てをするなどの工夫がなされています。

こうした中で、県教育委員会では、児童・生徒が家庭の経済状況のために修学旅行への参加を諦める事態が生じないよう、修学旅行費の前倒し支給などに関する全国の先進的な取組例などを情報収集し、市町教育委員会と共有するとともに、意見交換することなどを通じまして、どのような対応ができるか、共に検討していきたいと考えています。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

〇26番（杉本熊野） 共に市町と考えていきたいということですので、よろしくお願いたします。

入学支度金の前倒し支給、私、平成28年に一般質問させていただいたときにも難しい状況がありましたけれども、今、三重県では、2町を除き、27市町で前倒し支給をしていただいておりますので、どうぞ皆さんの知恵を合わせて、よろしくお願したいと思います。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

次は、環境への負荷が少ない持続可能な三重へということで、脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ」の推進をということで、質問させていただきます。

日本では、毎年のように大型台風や集中豪雨等の異常気象が頻発し、昨年は、房総半島台風、東日本台風など、今年は、令和2年7月豪雨などによって激甚な気象災害に見舞われています。

そして、多くの人が、これら頻発する異常気象は地球温暖化の影響であると認識するようになってきており、その怖さを身近に実感するところとなっています。

地球温暖化は、災害だけではなく、私たちの日々の暮らしにも影響を与えています。環境省によると、熱中症による死亡者数は、1993年以前は年平均67人ですが、1994年以降は年平均492人と、約7倍に増加しています。

また、農林水産業への影響も大きく、平成30年、三重県の米における一等米の比率は24.7%でした。一等米の全国平均は81.2%なのに対して、三重県は大変低く、夏場の高温によって三重県では米の品質低下が起っています。

県の農業研究所や水産研究所は、夏の暑さに強い新しい米の開発や、高い水温でも育つ黒ノリなど、生産者と一緒に研究開発を進めているところです。

6月28日、日曜日の朝のテレビ番組では、コロナと温暖化というテーマが取り上げられていました。

アラスカ、カナダ、ロシアなどの永久凍土が温暖化で解け出すと、動物の死骸などの有機物が分解され、二酸化炭素やメタンガスが大気中に放出され、さらに温暖化を加速し、凍土の中に潜んでいた未知の細菌やウイルスが地上に解き放たれ、様々な感染症を引き起こすという内容でありました。

温暖化と感染症の関係は、衝撃的でありました。

このような中、今年、2020年はパリ協定が始まる年であります。

国内では、2030年に温室効果ガス排出量を、2013年度比で26%削減することとしています。三重県は、昨年12月に、2050年までに、三重圏域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ」を鈴木知事が力強く発していただきました。

30年後です。鈴木知事におかれては、まだまだ御活躍だと思います。30年後に思いをはせながら、脱炭素宣言、温室効果ガスゼロの取組を今後どのように進めていくのか、思いも含め、考えをお聞かせください。

また、今年度は、新たに三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）を策定するとしています。

実効性のある計画にしていく必要があります。策定に当たっての考え方や取組の方向性についてお答えください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 脱炭素宣言を踏まえた取組をどう進めていくのかということ、私の思いを申し上げます。

地球温暖化の総合計画につきましては、後に部長から答弁させます。

近年、豪雨災害やアコヤガイ稚貝へい死をはじめとする農水産物への被害等、気候変動による深刻な影響は三重県にも及んでおり、私たちの命や暮らしが脅かされかねないような危機に直面しています。

このような中、地球温暖化対策に県が率先して取り組んでいくため、私は、昨年12月、脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ」を表明しました。

一方、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国で経済活動が停滞し、凶らずも、世界の温室効果ガス排出量は減少することが予想されています。

私は、コロナ禍からの社会経済活動の再開に当たっては、循環型のライフスタイルの構築や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素の取組とともに進めるという、いわゆるグリーン・リカバリーの視点が重要と考えています。

このような考えの下、本年8月には、全国知事会議に設置されたゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチームの第1回会議において、私から、小泉環境大臣に対し、新しい生活様式として定着しつつあり、温室効果ガス削減にも有効なテレワークやワーケーションの推進を提案しました。大臣からは、これらの取組は大変有用であり、国と地方が協力して推進していきたいとの考えが示されました。

脱炭素社会の実現に向け、家庭生活やビジネス、地域社会、交通等のあらゆる分野において、県民、事業者、行政など、様々な主体がオール三重で取り組んでいくため、私もメンバーとなり、本年12月に推進チームを立ち上げることにしています。

推進チームでは、脱炭素に欠かせない再生可能エネルギーの利用促進、私

たちの暮らしの中での省エネやライフスタイルの転換などをテーマに、県民や事業者の皆さんが一緒になって取り組むことができるような、新たなアイデアを検討していきたいと考えています。

さらに、将来を担う大学生等により構成する若者チームも設置し、推進チームの一員として、積極的かつ主体的に脱炭素に向けた行動を起こしていただくことも期待しているところであります。

三重ならではの豊かさを享受することができ、将来にわたり健康で安全・安心に暮らすことができる環境を守るため、推進チームの活動を原動力とし、脱炭素社会の実現に向け、しっかり取り組んでまいります。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 今年度策定予定の三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の考え方や取組についてお答えいたします。

現在策定中の三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）は、温室効果ガス排出量を削減するための緩和の取組に加え、異常気象などの気候変動の影響を回避・軽減するための適用の取組を盛り込んだ総合的な計画となるものです。

計画では、脱炭素宣言を踏まえ、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを長期ビジョンに据えながら、2030年までの10年間に推進する具体的な施策を示していくこととしています。

基本的な方向としまして、まず、緩和と適応を温暖化対策の両輪として施策を推進すること。次に、SDGsの観点から踏まえた環境、経済、社会の統合的向上、そして、多様な主体との協創と、先ほど知事からもございましたグリーン・リカバリーの4点を重要な視点に置き、本県の気候、自然、産業などの特徴を踏まえながら取組を進めることとしたいと考えています。

計画の策定に当たりましては、脱炭素の社会の実現に向け、県内企業の脱炭素経営の促進、テレワークなどの省エネ型のライフスタイルへの転換、再生可能エネルギーの利用や地域活性化につながるようなエネルギーの地産地消などの取組のほか、森林保全などの吸収源対策等について広く議論をいただき、今年度末をめどに取りまとめる予定でございます。

脱炭素社会を実現するためには、この計画に位置づけた施策を着実に実施していくことが必要です。

知事の答弁にありました推進チームと協働しながら、行政はもとより、事業者や県民の皆さん一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識し、自分事として行動できるよう、取組を進めていきたいと考えております。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

〇26番（杉本熊野） 知事からは、アフターコロナの経済活動について、再開は脱炭素を目指すグリーン・リカバリーの視点が大事だという見解を示していただきました。そして、12月に、知事もメンバーとなりながら、オール三重で推進チームを立ち上げる予定という御答弁もいただきました。

三重県の温室効果ガスの排出量の特徴は、国に比べて、産業部門の排出が多いのが特徴でございます。

国は産業部門からの排出量34.7%、三重県は57.2%が産業界からの排出です。この辺りも、オール三重でしっかりと取り組んでいただければというふうに思っております。

それから、若者チームの設置についても言及していただきましたけれども、今、環境問題に敏感に反応しているのは、スウェーデンのグreta・トゥーンベリさんをはじめ、若者たちだと思います。大学生など、若者が、大人の下請ではなくて、中心となって活動する推進チームとしていただきたいと思っています。

大気汚染が深刻なインドで、数十年ぶりにヒマラヤが見えたそうです。

コロナ禍によって、二酸化炭素の排出は1年間で、今年、約8%削減されそうだという計算がなされています。けれども、このような経済活動抑制による削減は、多くの人が望むところではありません。

反対に、今、パリ協定スタートの年なのに国際会議が開催できず、コロナの問題の深刻化によって環境問題の取組は優先順位が下がってしまうのではないか。また、コロナ後の経済活動の再開とともに、二酸化炭素の排出量がリバウンドするのではないかという危惧はあります。

今回、この質問を取り上げさせていただいたのは、そんな危惧を感じたからでございます。

地球温暖化は、人類の本当に大きな危機だと思います。未来に対する責任は、私たちがより多く負うべきであり、特に大きな権限、権力を持つ者の責任がとても重いと私は思っています。

今から30年後の未来責任を果たすためには、経済、社会システムを大きく変えていかなければ、地球温暖化は止まらないというふうに思いますので、どうか皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、続いて、ひきこもりの支援のこれからということで質問させていただきます。

昨夜は、中秋の名月でした。私も、鑑賞。

失礼いたしました。

もう一つ、環境問題の質問がございました。申し訳ありません。これ、大事なのです。プラスチックごみ対策についてでございます。

7月1日から、プラスチック製レジ袋の原則有料化が始まりました。

三重県では、2000年に発足した三重環境県民会議の代表であった、三重大学名誉教授、朴恵淑さんの提案により、既に10年ほど前から全ての県内の大手スーパーでレジ袋の有料化が実施されておりました。

レジ袋は、プラスチックごみの総量の約2%と、僅かな部分ではありますが、レジ袋をなぜ買わないといけないのかという疑問が、環境問題を考え、行動を変えるきっかけとなっていくと思っています。

今、県民はマイバッグ持参で、少しでもプラスチックごみを減らそうとする行動をする一方で、コロナ禍の中、デリバリーやテークアウトなどで、使い捨てのプラスチックごみが増えていることに何とも言えない矛盾を感じているというのが、昨今の状況ではないかというふうに思っています。

それで、私は今こそプラスチックごみ対策の方向性について、県は県民に対して広く発信していただきたいというふうに思います。

この問題、難解です。少し、この機会に勉強をさせていただきました。

国内では、プラスチックごみ処理のうち56%は焼却されて、エネルギー回収をされています。しかし、焼却による熱を用いて発電し、電力としてエネルギー回収する、この方法は、プラスチックごみを同じプラスチックに再生するマテリアルリサイクルや、分解して化学製品の原料として用いるケミカルリサイクルと比較すると、温室効果ガスの削減効果が小さいのです。

プラスチックごみの処理において温室効果ガスを削減するためには、自治体におけるプラスチックごみの焼却を減らし、使用後のプラスチック製品のリサイクルを進める必要があるということが、分かりました。

それで、地球温暖化対策の視点も含め、プラスチックごみ対策はどうあるべきか、今後の方向性と具体的な取組についてお答えください。

〔安井 晃環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（安井 晃） プラスチックごみ対策の方向性と今後の取組について御答弁申し上げます。

プラスチックごみについては、県として、これまで、議員からも御紹介のありましたレジ袋の削減をはじめ、容器包装プラスチックのリサイクルなど、3Rや適正処理の促進に取り組んできたところですが、一般廃棄物・産業廃棄物ともに、まだ多くが焼却や埋立処理されており、リサイクルされているものについても、より適切な処理方法への転換が必要であると認識しています。

今後は、世界的な気候変動の影響や天然資源の枯渇、海洋ごみ問題などの観点を踏まえ、引き続き3Rの取組を進める中で、新たに環境負荷を低減させつつ、持続可能な形で循環利用を効率的に進めるプラスチック資源循環の高度化に取り組むとともに、海洋環境への影響を低減するための対策を講じていきたいと考えています。

例えば、使用済みペットボトルの多くは現在、食品用トレイや衣服にリサイクルされていますが、天然資源から作られるバージン原料の使用を減らし、石油の使用やCO₂の排出を抑制する観点から、使用済みペットボトルを原料にしてペットボトルを再生産する水平リサイクル、いわゆるボトル・

ツー・ボトルと呼ばれる方法ですが、こうしたリサイクルを進めることが重要であると考えています。

このボトル・ツー・ボトルの工場の立地が今、県内で進められており、県外に運んで処理しているペットボトルを県内で処理することで、輸送に伴うコストやCO₂排出量の削減にもつながることから、関係事業者と連携し、ペットボトルの水平リサイクルの仕組みづくりを進めてまいります。

また、プラスチックのさらなる循環利用を進めるためには、分別収集体制の整備のほか、処理技術の開発、これが不可欠であることから、高度なりサイクル技術の実用化に取り組む事業者と意見交換を重ねており、そうした事業者の参画も得ながら、今は焼却や埋立処理されている使用済みプラスチックを効率的にリサイクルするための環境整備について検討していきます。

海洋ごみ対策については、より効果的な不法投棄防止策を進めるとともに、今年度、鳥羽・志摩地域の漁協の方々に御協力いただいて実施しております漁業系廃棄物の実態調査結果を踏まえ、海で分解される素材の研究開発や、漁具への活用に向けた実証事業に、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

さらに、こうした取組を県民の皆さんの意識の向上や具体的な行動につなげることが重要であり、プラスチックごみがどんな製品に再生利用されているのかなど、プラスチックのリサイクルを身近に感じていただけるような情報を広く発信していきたいと考えています。

持続可能な循環型社会の構築に向けまして、今後さらに検討を深め、資源循環に関わる様々な主体との連携を強化し、取組を加速してまいります。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） 使用済みペットボトルを、もう一度ペットボトルに、ボトル・ツー・ボトル、水平リサイクルの仕組みづくりや、今は焼却や埋立処理されているプラスチックごみをリサイクルするための環境整備について御答弁いただきました。

これらの取組が、CO₂削減につながることを確認させていただきました。

それで、県民はどんな行動をしていけば地球温暖化対策につながるのか、ぜひ県として具体的に分かりやすく発信していただきたいと思います。

某コーヒー店が、容器をプラスチックから紙に変えるとか、シャンプーや洗剤の量り売りが始まっている。こんな取組を報道等で目にするのが増えてきています。企業との連携は欠かせないと思います。

脱炭素化に先進的に取り組む企業を支援し、脱炭素化イコールもうかるという、経済・社会システムの好循環をつくり出していく取組の支援を、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

最後のひきこもりの質問に行きます。

昨日、今日は名月やで、中秋のと石田議員に教えていただいて、見たら物すごくきれいだったので、そのことが非常に頭にあって、ちょっと先走りしました。すみません。

同じ月を見た日というネット上のプロジェクトがあります。ひきこもり経験のある現代美術家の渡辺篤さんが立ち上げています。

参加者は、自分のスマートフォンで月を撮影し、名前、日時、場所を添えて、専用のウェブサイトに掲載します。

同じ一つの月ですが、それぞれ全く違う表情の写真が集まることで、一つの作品になる。参加者は、物理的に離れていても、それぞれが孤立化している中でもつながりを感じ、目に見えない他者への思いをはせるという仕掛けです。月の力です。

参加者は、ひきこもり当事者だけではなく、コロナ禍によって孤独を感じるような全ての人であります。孤立問題に社会が目を向ける機会となればなんとそんなことも思って、質問させていただきたいと思います。

ひきこもり支援のこれからということで、まずは、県の役割と機能強化について質問させていただきます。

昨年5月、6月と相次いで、川崎市や東京都練馬区で、大変痛ましい事件が続きました。安易に事件とひきこもりの問題を結びつけることは厳に慎むべきであると強く思っていますが、このことを契機に、8050問題が浮き彫り

になったことも事実であります。

この事件を受けて、昨年6月14日に、厚生労働省から各都道府県に通知が出されました。

自身は、県のひきこもり地域支援センターが、市町を積極的にバックアップできるよう、機能強化することを求めるものです。

昨年、津田議員が、厚生労働省のこの動きを素早くキャッチし、ぜひ視察すべきだと常任委員会で言われました。それで、昨年の常任委員会の県外視察で、厚生労働省へ行ってまいりました。

そのときいただいた資料の最新版です。(パネルを示す) 都道府県の役割分担が分かりやすく示されています。

ひきこもり支援の国の施策は大きく二つあります。

一つは、この上段にあります市町域での施策なんですけれども、福祉事務所設置自治体が担っている生活困窮者自立支援制度です。

もう一つは、この下段にあります、県が担うべきところなんですけれども、都道府県が設置するひきこもり地域支援センターです。真ん中が地域で暮らしていらっしゃる方で、市は生活困窮者自立支援制度で、県はひきこもり地域支援センターで支援していくという、そういう図になっております。

生活困窮者自立支援制度は、平成30年の改正によって、生活困窮者の中にひきこもり状態の方も含まれることになりました。現在、自立相談支援事業や就労準備支援事業を通して、ひきこもり支援を行っています。

この事業、多くは、社会福祉協議会に委託しております。三重県は、多気町を除く町のところを、三重県社会福祉協議会に委託しています。つまり、子ども・福祉部が所管しております。

先日、仲間の皆さん、ミートの会の皆さんと一緒に、三重県社会福祉協議会と伊賀市社会福祉協議会を視察させていただきました。どちらも、ひきこもり支援のまさに現場、第一線です。第一線は社会福祉協議会であります。

一方、ひきこもり地域支援センターは、国の事業で、各都道府県に整備され、三重県では、平成25年に、三重県こころの健康センター、精神保健福祉

センター内に設置されました。医療保健部が所管しております。

この図では、ひきこもり支援センターの役割が明記されています。

ここのところですが、下に明記されています。（パネルを示す）

ひきこもりに特化した相談窓口、コーディネーターによる訪問支援、法律、医療、心理、就労などの多職種チームを設置して、そのチームによる設置、それからピアサポーターを含む、ひきこもりサポーターの養成、市町の担当職員の養成研修というふうにひきこもり地域支援センターの役割が明記されています。

そこで、今後、この厚生労働省の通知を踏まえて、県として、ひきこもり地域支援センターが市町をバックアップできるよう、機能強化をしていく必要があると考えますが、ひきこもり地域支援センターの現状と今後の県の取組をお聞かせください。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） それでは、三重県ひきこもり地域支援センターの現状の認識と今後についてお答え申し上げます。

三重県ひきこもり地域支援センターにおきましては、ひきこもり支援コーディネーターといたしまして、精神保健福祉士の資格を有する看護師1名、精神保健福祉士1名を配置しております。

しかし、2名では十分な対応が難しい面もあることから、こころの健康センターの所長であります精神科医の1名、そのほか、保健師等がサポートをしながら、それぞれの専門性を生かし、こころの健康センターと一体となってひきこもり支援を行っているところでございます。

このひきこもり地域支援センターにおきましては、ひきこもりの方やその御家族への直接的な支援は当然のことながら、ひきこもり支援に携わる方々の人材育成、それと、支援に係る関係機関の連携体制を構築していくことが大きな役割であると考えてございます。

具体的な業務といたしましては、まず、ひきこもりの方やその御家族等を対象といたしまして、電話や面談による相談対応を行っております。昨年度

の電話相談件数は延べ135件、面接相談は延べ201件でございました。

また、ひきこもりの方への対応を御家族が学ぶための家族教室を年4回、同じ悩みを持つ家族同士が交流して支え合う家族のつどいを年1回開催しております。

人材育成といたしましては、市町や地域包括支援センター等の職員を対象といたしまして、支援者スキルアップ研修を年2回開催するとともに、病院や就労支援機関、市町等と、事例検討を行うなど、ひきこもりへの理解や対処方法について学んでいただいております。

加えまして、県民を対象といたしまして、ひきこもり経験のある当事者を講師に招いた講演会を開催するなど、ひきこもりについて理解を深めていただく取組を行っております。

さらに、ひきこもり支援に係る連携といたしまして、社会福祉協議会や地域若者サポートステーション、ひきこもり家族会などの、ひきこもりの方を支援する民間団体等で構成する三重県ひきこもり支援ネットワーク会議を設置いたしまして、それぞれの取組について情報共有するとともに、課題やその解決策についての検討を行う中で、支援機関同士の連携効果にも取り組んでいます。

さらに、生活困窮者自立支援や就職氷河期世代支援、ニート・不登校支援を実施する関係機関との連携の輪も広がっているところでございます。

ひきこもり地域支援センターではこうした取組も行っているところでございますが、様々な背景を持つひきこもりの方やその御家族等に対して、きめ細かな継続した支援を行っていくためには、先ほど議員からもございましたように、より身近な市町での取組を促進していく必要があると考えてございます。

市町におけるひきこもり相談を受ける窓口や部署が市町によって様々であり、分かりづらいことから、県といたしましては、窓口等を一覧にしてホームページに掲載するなど、ひきこもりの方やその御家族等が必要なときに必要な情報を得ることができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、人材育成についても、市町の方々に対して、引き続き行っていきたいと考えております。

さらに、市町や関係機関と連携いたしまして、専門性を生かした訪問支援を実施することで、市町職員等のスキルアップを図るとともに、市町と民間団体や家族会等の連携が進むように取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） 医療保健部長から、いろいろとひきこもり地域支援センターがやっていることを、現状を言っていたいただいて、それをきめ細かくやっていきたいという御答弁をいただきましたけれども、この間、1年以上、このひきこもりの問題に取り組んできた議員は、今の答弁を納得して聞けないと思います。

私たちは、やっぱり県のひきこもり地域支援センターが非常に脆弱であるというふうに思っています。今日は時間がないので細かいことは申しませんが、今のままのひきこもり地域支援センターでは、市町の支援は不十分です。現場は、これでは、本当に後方支援がないと感じていらっしゃると思います。

いろいろ聞かせていただいた中で、市町の方が県に求めているのは、高い専門性による助言でございます。

医療保健部が所管しているのは精神保健福祉センターでございます。そういった意味でも、本当に専門性を求めていますし、多職種連携のチームがきちっと組めて、そして、何かあったら助けてもらえるということができていません。

それから、人材育成も不十分でございます。

私はそのことを、今日、本当に時間がないので詳しくは言えませんが、この間、このことに取り組んできた議員はみんな感じております。

でも、今の体制では、それはやりたくてもやれないという現状はあると思うのです。私、三重県の職員録で、ずっとひきこもり地域支援センターと引

いたんですけど、そんなセンターはどこにもないんですよ。

結局、センターという名前はついているけれども、センターが設置されているわけではなく、担当職員を1名置いて、その事業をやっているという、そういう仕組みであります。

これ、三重県だけではないと思います。全国だと思うのです。その点は、厚生労働省もしっかり見てほしいと思っているんですけども、その辺りのところは、ぜひ、医療保健部長にきついことを申し上げるのは今、本当につらいんですけども、この問題だけはやっぱり、そういった現状については、私たちは納得できないということは御理解いただきたいと思います。

この際ですけれども、今後の取組で2点、要望がございます。

1点目は、家族会との連携でございます。

私の大切な友人の子どもが20年以上ひきこもり状態にあります。私がこの課題を取り上げる原点は、ひきこもりの子どもを持つ友人の姿であります。

三重県におけるひきこもりは満15歳から64歳まで、合わせて1万6140人と推計されていますが、家族を含めると、その3倍も4倍もの県民が苦しんでいる社会の課題であります。

当事者への支援はもちろんですが、その家族への支援が大変重要であると考えます。

先日、ひきこもり家族会に行ってきました。NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会三重県支部、みえオレンジの会の支部長で、ピアサポーターの堀部さんを中心に、親同士の交流が行われていました。ピアとは、仲間を意味します。

親は敵ではないと、認められることの難しさ。親が我慢し切れなくなる。自分自身が嫌になる。ひきこもりの原因を追及してしまう。母親は、自分に原因があると思ってしまう、必要以上に気を遣ってしまう。夫婦が考えを深め合うことができないなど、親自身、自らを語っておられました。ここに至るまでも長い道のりだったろうと思いました。

家族会は、子どもへの関わり方について学ぶ場であり、困り事が整理され、

不安感や緊張感が和らいでいく場であり、仲間の中で、家族の気持ちが楽になっていく場なのだと感じました。

当事者会や相談会、おしゃべりサロンもあります。会長の堀部さんがこう言われました。まず、家の中で、子どもが自分の部屋から、家族と一緒に空間に出てこられること、自分は家にいていいんだと思えることが大事です。家族の中の緊張が緩和されることが土台となって、次の段階へ、本人支援の段階へと進むことができるのですとのことでした。

なるほど、納得でした。まずは家族支援の重要性、ピアサポートの必要性を実感させていただきました。

私は今後、県がNPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会三重県支部、みえオレンジの会としっかり連携していただくことが、今後の三重のひきこもり支援の推進・強化につながると確信しております。

NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会は、厚生労働省と連携し、調査・研究を深め、高い専門性を蓄積しておられます。ぜひ、具体的な連携の、三重の仕組みを御検討いただくことを強く要望いたします。

2点目の要望は、家族会に参加して気づいたことなのですが、緊急時の対応における体制整備です。

命に関わるような緊急時には、警察と保健所、医者が一緒に動いてくれると解決が早いのですがという声がありました。緊急時の対応整備と日頃からの連携、緊急時に対応できる人材育成に取り組んでいただきたいとのことでした。

私、これは県の役割だと思います。緊急時、あります。併せて御検討いただくことを要望いたします。

あと4分になってしまいました。

これ、本当に1番にやりたかったのですがけれども、すみません、不登校の子どもへの支援強化でございます。

平成30年、三重県における公立学校の不登校児童・生徒は、小学校672人、中学校1599人、高等学校670人、合計2941人、約3000人でございます。

不登校については、文部科学省はこれまで、とにかく学校復帰を目標としてきましたけれども、平成29年の教育の機会確保等に関する基本方針で、これまでの方針を大きく転換いたしました。

新たな方針には、必ずしも学校復帰を前提としないこと、社会的自立を目指す支援を行うことが必要であること。教育支援センター、適応指導教室は、訪問支援、アウトリーチを含め、支援の中核になるよう機能強化すること。教育委員会、学校とフリースクール等、民間団体とが連携しながら支援を行うことなどが盛り込まれました。

このような新たな方針の下で、三重県教育委員会は、今後、不登校の子ども支援について、教育支援センターの機能強化をはじめ、どのように取り組んでいくのか、お答えください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 教育支援センターの機能強化など、今後の不登校子どもへの支援について御答弁申し上げます。

教育支援センターは、不登校児童・生徒への支援や相談などを担う施設であり、本県では平成元年度から順次設置され、現在は20か所が市町教育委員会により運営されております。

教育支援センターでは、通所児童・生徒への学習や生活面の個別指導、グループワーク、在籍校との情報共有など、学校復帰や社会的自立への支援に加え、児童・生徒や保護者からの相談対応を行い、地域における不登校支援の中核として位置づけられています。

平成30年度に小・中学校で不登校であった児童・生徒の中で、教育支援センターに通所する児童・生徒は435人で、全体の19.2%であり、そのうち、何らかの形で学校へ登校できた児童・生徒は、小・中学校合わせて235人となっています。

7月に私も教育支援センター2か所を訪問し、そこで学んだり活動している子どもたちの様子を見学し、教育支援センターの活動内容もお聞きしました。

子どもたちは学年を超えて活動したり、一人ひとりのペースで学んでいる姿がありました。

指導員の方からは、教育支援センターが子どもたちの居場所であり、重要な育ちの場となっているという話がある一方で、変わる兆しを見せたときに、力強く後押ししたいが、確信が持てない場合がある。福祉機関の支援が必要な家庭も多いなど、心理や福祉の専門家のアドバイスがあれば、もっと子どもたちの変容につなげられるとの切実な声や、教育支援センターへ登録していてもなかなか通所できない子どもも多いものの、家庭を訪問しての支援は難しいとの声もありました。

改めて、教育支援センターが不登校の子どもたちにも、その保護者にも重要な役割を担っているという認識をいたしました。

加えて、今年度は教育支援センターなどの支援機関や相談機関とつながっていない長期に不登校にある状態の児童・生徒30人を対象に、モデル的な訪問型支援を始め、プライバシーや人権にも配慮し、そこに至った経緯やその後の状況できる限り確認し、学校とも連携して、よりふさわしい支援内容を考えております。

県教育委員会としましては、今後、教育支援センターがその役割をより一層発揮できるよう、心理や福祉の専門人材による効果的な支援やアウトリーチ的な支援などの方策について検討し、様々な状況にある不登校児童・生徒が安心して学べる居場所となるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカー、そして、訪問支援、ぜひ市町と連携して、市町に配置できるようにお願いしたいと思います。

これは、子ども貧困対策でもずっとお願いしてきたところですが、その取組がこれから大きく効果が出てくると思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

終結いたします。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。47番 中森博文議員。

〔47番 中森博文議員登壇・拍手〕

○47番（中森博文） 議長のお許しをいただきましたので、名張市選出、自由民主党県議団、中森博文でございます。よろしく願いいたしたいと思いません。

消化試合にならないように、クライマックスに持っていきたいなと思っているんですけども、先日、青木議員と共に某国会議員の政経セミナーにお伺いし、Society5.0に大いに関連するスーパーシティ構想について勉強してまいりました。

これまでICTを活用するスマートシティを超える人工知能、AIですね、物のインターネットIoT、ロボット、ビッグデータ、ブロックチェーンなど、第4次産業革命におけるデジタル技術や5Gの最先端技術を活用した次世代の未来都市がスーパーシティだそうでございます、ちょっと難しいのでさらに説明させていただきたいんですが、都市に関わる多様な領域という

のがございまして、10領域が示されました。移動、物流、支払い、行政、医療・介護、教育、エネルギー・水、環境・ごみ処理、防犯、防災・安全といった少なくとも五つの分野以上をカバーして、かつ住民の目線に立った先端サービスを網羅した都市のことがスーパーシティということだそうございまして、昨年、実施されました「スーパーシティ」構想自治体アイデア公募に、三重県からも多気町が提出され、全国で56自治体がアイデアを出されたということでございます。

今、住民を新型コロナウイルス感染症から守るため、位置情報の活用であったり、キャッシュレス、自動配送、テレワーク、そしてオンラインでの授業や会議、面接といった新しい生活様式を確立しつつ、次世代のまちづくりを考える貴重なお話でありました。

それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと存じます。

さて、安倍晋三前総理は、7年8か月にわたり、日本経済の再生、外交・安全保障の再構築、全世代型社会保障の実現という、この国の未来を左右する重要課題とともに、地方創生に取り組みまれてまいりました。

また、今年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策と医療崩壊を防ぎ、同時に社会経済活動を再開させていくという課題山積の中、陣頭指揮を執ってこられましたけれども、道半ばで退かれることと相なったわけであります。

こうした中で、先日、新しく菅義偉総理大臣が誕生しました。新総理は、これまでの取組を継承し、国の基本は自助・共助・公助とし、人と人との絆を大切に、地方の活性化、人口減少、少子・高齢化等の課題を克服していくことが日本の活力につながり、全ての国民が輝くことのできる国づくりを目指す所信表明されたわけであります。

そこで、地方から活力あふれる日本にとのスローガンの下、発足した菅義偉新内閣の地方政策への期待について、知事の御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 菅新内閣に対する期待ということで答弁させていただき

たいと思います。

菅新総理におかれましては、安倍内閣時代に官房長官として活躍され、三重県にG7伊勢志摩サミットの開催など、数々の飛躍のチャンスを与えていただいたことに深く感謝しています。

また、安倍内閣の政策を継承し、さらに前に進めていくとともに、ふるさとの原風景を政治の原点とし、頑張る地方を全力で応援することを表明されていますので、県政のかじ取り役である知事として、また、全国知事会の地方創生対策の責任者として、大変頼もしく感じているところです。

引き続き、地方の声を聞いていただき、総理の持ち前の実行力で山積する課題を解決していただくことを大いに期待しています。

新内閣では、国難である新型コロナウイルス感染症による危機の克服を我が国にとって最大かつ喫緊の課題に位置づけています。まずは、感染症対策と経済再生の両立に向けて、スピード感と実行力を持って臨んでいただきたいと考えています。

特に本県選出の田村厚生労働大臣には、感染症の早期収束に向け、その手腕を存分に発揮していただきたいと思います。

経済の再生については、本県でも観光業、農林水産業、中小企業など、感染症のダメージを受けた方々を全力で支援しているところです。

新内閣においても雇用の維持・確保、地域経済の再生のためのあらゆる対策を講じていただくことを期待しています。

また、コロナ後の時代を見据え、行政と経済の活動を大胆に改革できるよう、デジタルトランスフォーメーションの推進に力を入れていただきたいと考えています。

菅内閣では、デジタル庁の早期設置や自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画の年内策定を表明しており、さらには自治体ごとに異なっている行政システムの統一化を2025年度までに実現する方針を示しています。

こうした国の動きを踏まえ、先週土曜日に開催された全国知事会議において、私のほうから、これまで一部の知事で構成されていた情報化推進プロ

ジェクトチームを拡大し、全都道府県知事で構成する本部体制に改め、国に対してデジタル分野の提言をしっかりと行っていくべきと提案したところ、早速デジタル社会推進本部（仮称）の設置が決定されました。

本県においてもデジタルトランスフォーメーションを全力で進めていく覚悟でありますので、菅内閣におかれては、私たちの提案を正面から受け止め、共に取り組んでいただきたいと思います。

さらに、国民の関心が地方に向き始めているこの好機を逃がすことなく、東京一極集中の是正と分散型国土の創出を大胆に進め、地方創生をぜひとも実現いただきたいと思います。

私は、資源と人材、機能の分散を図る鍵は、ソフト・ハードの両面からの防災・減災、国土強靱化、デジタル化の基盤である通信インフラ整備、そして医療と教育の充実であると考えていますので、これらをしっかりと進めていただきたいと思います。

特に、防災・減災、国土強靱化については、地方が国土強靱化地域計画に基づく取組を確実に実施できるよう、国の3か年緊急対策後も引き続き必要な予算を確保していただきたいと思います。

加えて、少子化対策は喫緊の課題であり、これまで本県では、不妊に悩む家族への支援や男性の育児参画の推進など、様々な対策に取り組んできたところです。

国においては、コロナ禍において不妊に悩む夫婦が子どもを授かる希望を断念することのないよう、不妊治療への支援を充実させることをはじめ、待機児童の解消に注力するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めていただくことを期待しています。

新内閣が目指す社会像としている自助・共助・公助、そして絆という考え方は、みえ県民ビジョンに掲げる、自立し、行動する県民、アクティブ・シチズンによる協創の三重づくりの視点とも通ずるものがあります。

コロナ禍を経て新たな道を創造していくためには、私たち地方も県民の皆さんと共に自ら行動し、変革していく覚悟を持つ必要があります。

新内閣においては、国民のために働く内閣として、私たち地方と共に全ての国民の皆さんが輝ける、活力ある日本をつくり上げていただくことを期待します。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

しっかりと地方政策にも取り組んでいただけるのを期待させていただきながら、早速、三重県からは、河野太郎行政改革担当大臣の直轄のチームに派遣されましたし、そして、新たに平井デジタル改革担当大臣がデジタル庁を発足すると、素早い行動がされておりますので、期待するところでございます。

さて、話は変わりますけれども、さきの代表質問の中で、中学生が将来になりたい職業アンケートを紹介しました。ユーチューバー、プロeスポーツプレイヤー、ゲームクリエイターでありました。

いかにIT系に関心があるのかというのがここで分かるわけでありますけれども、先日、9月25日でしたか、三重県eスポーツ連合が県庁を訪れまして、知事に三重とこわか国体・大会の文化プログラムでの開催に向けての協力の要請がございました。

知事は、国体でのeスポーツ活用と産業として育てていく、両方やっていると、このように述べられたとお聞きしたわけございまして、担当所管が雇用経済部の創業支援・ICT推進課となったそうございまして、詳細は所管委員会での議論とさせていただきたいと存じます。

今日は、教育委員会所管のGIGAスクール構想について御質問させていただきたいと思いますが、GIGAというのは、3乗、6乗、9乗のギガということではなしに、いわゆるギガバイトのギガではなく、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オールという頭文字、G・I・G・Aの頭文字でGIGAということございまして、意外とギガっぽいかなと思うんですけれども。超スマート社会、Society5.0時代を生きる子どもたちに、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化

され、創造性を育む学びを実現するため、1人1台端末、いわゆる1人1台パソコンと学校における高速通信ネットワークを整備する構想でございます。

単年度で1805億円の地方財政措置が講じられるなどのほか、新型コロナウイルス感染症対応として、1人1台パソコンの前倒し整備や、在宅、オンラインでの各種環境整備の必要性が高まったことから、GIGAスクール構想の加速による学びの保障として、令和元年度補正予算、そして令和2年度の一般会計補正予算、総額、合わせますと4610億円が追加措置されたところでございます。

心配するのは、本県、整備が間に合うのかなということが私の気になるところでございます。さらには専門的な知見を有する方々のお手伝いもしていただく必要があるのではないかなと。

まずは、県立高等学校と小・中学校を分けて、県立高等学校のほうを質問させていただき、今年度、無線LAN環境とか、二つ目には、普通教室の電子黒板機能付きのプロジェクター、三つ目には、読書端末ですね。

その現在の進捗をお聞きしたいのと、今後、もしまた臨時休業になった場合のオンライン学習ができるような通信機能の整備、そしてICT人材の活用の検討について御所見をお伺いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立高等学校におけるICT環境の整備などについて御答弁申し上げます。

県立高等学校におけるICT環境につきましては、令和2年度中に高校生が使用する学習用情報端末、普通教室と特別教室、図書館、体育館への無線LAN環境の構築、普通教室への電子黒板機能付きプロジェクターの整備を進めています。

現在、学習用情報端末は、9月末までに25校に配備し、10月末までに全ての学校への配備が完了いたします。

無線LAN環境と電子黒板機能付きプロジェクターは、現在、順次整備しており、いずれも来年2月末までに全ての学校で完了する予定です。

家庭でのオンライン教育の実施に当たっては、家庭でパソコンやスマートフォンを所有していない生徒にパソコンを貸与し、全ての生徒が参加できる環境を整備いたしました。

こうしたオンラインによる学びが円滑に進むよう、各学校の教員が生徒に家庭でオンライン授業を受ける方法を分かりやすく示すとともに、教員同士がオンライン授業の進め方や内容について研究を進めました。

また、臨時休業中に自宅で過ごす時間が長くなっている生徒の心身の健康や生活リズムが維持できますよう、運動、調理、読書、芸術などの在宅学習用動画を作成し、オンラインで生徒に配信したところです。

次に、民間人材の活用につきましては、県内 I T 関連企業の技術者を I C T 支援員として県立高校に派遣しています。既に10校において生徒が理解しやすい映像や音声などの動画編集、教材の作成技術に係る研修を実施し、今後、さらに16校が12月までに研修を受け、年度末までに全ての県立高等学校で I C T 支援員による支援を受けます。

県教育委員会といたしましては、全ての県立高等学校において I C T 機器の整備が本年度中に終わられるよう、計画的に進めますとともに、各学校で教科ごとに I C T を活用した授業実践の研究を進めるなど、I C T を効果的に活用した学びを実践するための取組を進めてまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） 教育長、どうもありがとうございました。

順次進めていただきながら、活用のほうもよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、小・中学校のほうも心配なのでございますけれども、先日、9月11日の報道でしたか、国からのG I G A スクール構想の進捗状況の全国調査結果が発表されました。

政府が進める小・中学校への1人1台パソコンの配備で、全国1811自治体のうち、8月末までに整備を終えたのが何と37自治体、2%にとどまった。さらに令和2年度内に全国で、三重県の1自治体を含む、名古屋市など、7

自治体が完了しない可能性がある」と報道されたんですね。

そこで、小・中学校における1人1台パソコンの整備状況の進捗の御所見をお伺いすると同時に、家庭でのオンライン学習の環境整備、ICT人材の活用方策も加えて御答弁をいただければと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 小・中学校におけます整備状況について御答弁申し上げます。

県内の全ての市町では、1人1台端末をはじめとする教育ICT環境の実現に向けたGIGAスクール構想に係る国の補助金を活用し、1人1台端末導入に向けた取組を進めています。

端末の整備につきましては、年内に5市町が、残りの市町も年度内には完了する予定です。

家庭でのオンライン学習については、整備された端末を活用して実施することとしており、その際の通信環境については、22市町で国の補助金を活用し、経済的に困難な家庭に対する対応を目的としたモバイルWi-Fiルーターの整備を進めています。

それ以外の市町については、通信可能なパソコン等を貸し出したり、学校のパソコン室を活用したりして、通信環境が整っていない家庭に対する支援を行う予定です。

民間人材の活用につきましては、県教育委員会では、効果的なICT利活用の在り方やセキュリティー面で助言をいただく民間企業等の人材を県内外から公募いたしました。

10月1日に民間IT人材及び大学の研究員2名の方をアドバイザーとして委嘱し、市町教育委員会の要望に応じ、セキュリティー対策、教育コンテンツの選定、オンライン教育や授業での効果的な活用について、専門的な支援を行うこととしています。

このほか、桑名市、津市、名張市など、6市町では、国の事業を活用し、ICT関係企業OBなど、ICT技術者をGIGAスクールサポーターとし

て配置し、学校における1人1台端末の初期設定などの支援を行うこととして
います。

県教育委員会では、アドバイザーの派遣や9月から設置いたしました小中
学校におけるICT教育推進連絡会議を活用しながら、全ての市町において
早期の端末整備とその効果的な活用が図られますよう、市町教育委員会の
ニーズや課題を丁寧に把握しながら、引き続き必要な支援に取り組んでまい
ります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） どうもありがとうございました。

心配することはないというように受け止めました。

先日、地元の校長会が、恒例の要望活動に来ていただきまして、私から
ちょっとお聞きしたんですけれども、現場の先生方が一番迷いというか、戸
惑いがあったりしながらも、しっかりそういうサポートをしていただければ
できるのかなと、こんなお話もいただきましたので、ぜひともこの機会に
GIGAスクール構想が地道に定着していただくように、よろしくお願ひ申
上げたいと思います。

それから、この三重県の予算が、2月補正、県立学校の無線LAN12億円、
それから電子黒板で9億9000万円ですか、さらに4月補正で1億円、足すと
十数億円から二十数億円になるんですかね。これもちょっとギガっぼいです
ね、金額が10億単位ですので。それは余談ですけれども、しっかりとこれを
活用していただければと思うところでございます。

さて、話は変わりますけれども、国において新・担い手三法の制定案、公
共工事の品質確保の促進に関する法律の改正、公共工事に関する一層適正な
維持管理や担い手育成の重要性が示されました。

また、防災・減災、国土強靱化対策を一層進める中で、地域の建設業や建
設労働者は、地域の守り手として重要な役割を担っておられます。

次世代の建設業を担う後継者を育成するためには、若者が建設業に魅力
を持って入職できるような賃金・労働環境の整備が急務となっております。我

が伊賀地域におきましては、伊賀白鳳高校に新設されました建築デザイン科から、再来年ですか、いよいよ卒業生が出されるわけでございまして、建設産業職場や建設現場においては、インターンシップの受入れに御協力をいただいているところでございまして、また、就職に関しましても地域の受皿としてのお願いもさせていただいているところでございます。

一方、三重県では、この4月に新たに働き方改革の視点を加えた第三次三重県建設産業活性化プランを策定されました。プランの中では、労働者の賃金実態調査など、担い手確保や労働環境改善の取組がうたわれてございます。

そこで、新しい三重県建設産業活性化プランにおいて、担い手確保や労働環境の改善の取組について、御当局の所見をお伺いするところでございます。

続きまして、街路樹剪定業務における入札の改善について質問させていただきたいと存じます。（パネルを示す）パネルを御覧ください。

これは、示すまでもなく、左手が着工前でございまして、右手が完了後ということでございます。

ここは、某、某って伊賀市の車坂というところですね。なかなか有名な通りでございまして、ここの見通しがいいほうがいいのか、やはり景観が大事なのかというところは、地域の方々の思いは多少あるかと思えますけれども、現実はこの状態になってございます。

この評価というのは、考えようか分かりませんが、街路樹ということは、やはり景観がちょっととかいうことも大事なんですけども、見通しが悪いからとか、落ち葉が多くてかなわんとかいうのは、道路管理者がそういうのを管理した上で結果はこうなったのかなど、このように思うところなんですけれども、やはり本来の剪定として発注したものは剪定すべきであると私は思っております、美しい街路樹を守り育てていく共通認識を持つべきではないかなど。

そこで、街路樹の景観、樹木保護の観点から、ぶつ切りをなくし、自然樹形剪定が行われるよう、街路樹管理者の意識改革とともに、剪定に係る入札には、技術的評価や出来栄え評価が加味されることが重要と考えます。

以上、御当局の御所見をお伺いします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** まず、担い手確保や労働環境の改善への取組についてお答えさせていただきます。

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、災害時における安全・安心の確保や地域における雇用の確保など、重要な役割を担っています。

県としては、本年3月に策定しました第三次三重県建設産業活性化プランに基づき、建設業の最優先課題である担い手確保の取組や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めているところでございます。

担い手確保の取組として、県では、建設企業と教育機関の連携によるインターンシップや出前講座を支援するとともに、小・中学生を対象とした建設現場の見学会や建設企業の女性技術者と女子学生との交流会を開催するなど、建設業の魅力発信に継続的に取り組んでおります。

次に、労働環境改善の取組として、若者の入職や定着には休日の確保が必要なことから、週休2日制工事を試行しており、試行対象工事を段階的に拡大するとともに、市町に対しても週休2日制工事の導入を要請しているところでございます。

また、適正な下請契約の促進に取り組むとともに、労働者の処遇改善の観点から、技能労働者の賃金の実態について調査を進めていくこととしております。今後も担い手確保や労働環境改善の取組を建設関係団体との意見交換も行いながら、着実に進めてまいります。

次に、街路樹剪定業務における入札の改善についてお答えさせていただきます。

県管理道路においては、多くの街路樹に限られた敷地内に植樹されております。このため、通行車両や歩行者などに対する安全確保の観点や落ち葉などの周辺環境対策の観点から、落葉樹は毎年、常緑樹は隔年を基本に、街路

樹剪定を実施しております。

街路樹は、道路の景観形成に一定の役割を担っていることから、県では街路樹剪定業務を担当する建設事務所職員に剪定に係る研修を受講させるなど、職員の育成に努めております。

現在、街路樹剪定業務の発注においては、造園工事業登録業者を対象に、企業の完成工事高全体の50%以上を造園工事が占めることを企業要件として設定するなど、一定の専門性、技術力を持った業者を選定しているところでございます。

道路空間の維持管理については、御指摘のように、街路樹の剪定をどうするかという問題のほか、繁茂している草木をどうするか、民地からはみ出している樹木をどうするかなど、様々な観点があります。

その中で景観に配慮した街路樹の剪定については、観光地やにぎわいを創出する道路など、めり張りをつけて実施していく必要がございます。

景観形成が必要な道路に対する樹木剪定については、今後、他の自治体の取組状況も参考にしながら、街路樹剪定士等の有資格者の活用も含め、検討していきたいと考えております。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

せっかくの街路樹をみんなが親しむような、また、落ち葉もいいなと、このような景観もやはり必要ではないかなと、このように思うところございまして、県の津庁舎、あそこもまた、皆さん、機会があつたら見事な剪定後の様子が見分かりますけれども、そういうところをしっかりと取り組んでいってほしいなと改めて申し上げるところでございます。

続きまして、私はかねてより、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が改正されて、いろんな質問をさせていただきました。防火区画であったり、防火設備であったりということでございますけれども、今回は、県有施設の維持管理に関する入札の改善でございます。

また、維持管理につきましても、たびたび質問させていただきました。ビ

ル管理の関係する方々からいろんな御提案もいただき、よりよい施設管理を目指すということであったり、さらには団体として障がい者雇用にしっかりと取り組んだり、いろんな貢献をしていただいているわけであります。

その技術評価と価格評価が1対1というのは、今までそうだったんですけども、さらには社会的評価も加えてほしいと、このような要望もいただいたわけなんですけれども、制度来の設計を変更するというのは、なかなか、事、簡単にいかないということは、今までもそのように理解しているところでございますが、この1対1というところをしっかりと技術評価を加味することが重要な内容については、そのことを排除すべきではないかなと、このようにも改めて思うところでございます。

改正品確法の趣旨にのっとりまして、適切に点検、診断、維持、修繕等が実施できるよう努めなければならないと法律に記載されているとおり、県有施設の維持管理、入札、契約が価格偏重やダンピング受注により適正な維持管理ができる建物を利用者が安心・安全、衛生環境の確保が、いわゆる建物保全が図られない事態は避けなければなりません。

そこで、改めて県有施設における清掃・警備業務の委託料に係る総合評価一般競争入札では、現在の価格評価点と技術評価点の比率を1対1としてございますが、品確法の趣旨を鑑み、品質確保の観点から、技術評価の割合を上げることができないか、改めて御当局の御所見をお伺いします。

〔森 靖洋会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（森 靖洋） それでは、県有施設における清掃・警備業務の入札について御答弁を申し上げます。

清掃・警備業務に係る総合評価一般競争入札においては、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格評価点と技術評価点により落札者を決定しており、その割合は議員のおっしゃるとおり、現在1対1というふうになっております。

昨年改正されました公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法では、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわ

たり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、維持、修繕等を実施するよう努めることが規定されました。

そこで、品確法の改正に伴い、清掃・警備業務に係る総合評価一般競争入札の評価項目においては、品確法の改正趣旨である人材の育成や品質の確保などを踏まえた技術評価項目の設定を新たに行うとともに、評価点の見直しを行うことにより、価格評価点よりも技術評価点の割合を上げる方向で改正の検討を進めております。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

やはり技術評価点を、施設の維持管理など、人件費がほとんどなんですね。価格というのは、かかる工数というんですか、人件費というのは、必ず量が必要ですので、そう特別安くしたりするのはできないんですね。人件費というのは、もうほとんど一定額しかできないと。

やはり技術点が、ここは維持管理の見せどころといたしますか、評価のしどころというところを評価していただくのは非常のありがたいなど。風穴を開けていただきながら、今後、内容については、またお示しをいただければと思います。

続きまして、昨年の代表質問では、国の登録有形文化財のヘリテージカード、文化財のカードを出しながら紹介させていただいたところでございまして、今回は、それをまとめて、三重県建築士会が主催していただきまして、教育委員会の御後援ということでございます、各地域で国登録有形文化財の三重の建造物パネル展、このようなことで、今、展開、進めていただいております、この御覧の表のとおり、既に開催したところもございまして、明日からは、地元、ハイトピア伊賀で開催されますので、ぜひともお近くの方は御覧いただければと思います。

これはPRでございまして、地域に親しまれ、時代の特色を表す、再び造ることのできない建造物は、貴重な文化財でございます。

さて、三重県の指定有形文化財がございますけれども、上野高校旧管理棟

ほか耐震改修工事ですけれども、予定価格2億7737万9300円におきまして、去る8月25日に入札が行われました。が、応札者がないと。誰も応じてくれなかったという結果でございます。

(パネルを示す)これが対象となる建物でございますが、この旧三重県第三尋常中学校校舎は、明治33年に建築されまして、平成元年に三重県が指定有形文化財に御指定されている建物でございます。

ところで、今から50年前となるのでしょうかけれども、私が若かりし、母校、上野高校に入学したときが、たしか70周年でございまして、ということは、今、足し算すると、現在120歳と、すばらしい建物でございます。

話はそれましたけれども、元へ戻して、そこでこのような文化財の改修工事は、既設の建築仕上げ材、瓦とか壁の板とか床の板とか、これを限りなく保存した上で改修するということですね。通常の改修工事以上に手間がかかると。

それらを考慮した積算をしていただくことはもちろん十分なんですけれども、受注者と発注者で積算上の認識に差異が生じては、やはりいけないのではないかなど。発注方法等に工夫を凝らしていただきながら対応していただきたいなど。御当局の御所見をお伺いします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 文化財等の改修における入札の改善についてお答えさせていただきます。

文化財を扱う改修工事については、文化的価値のある既設材料を再利用するため、できる限り損傷しないよう、慎重に工事を進める必要があります。

例えば瓦や外壁などの改修にあつては、風雨の影響を最小限に抑えるため、建物全体を覆う屋根つきの仮設建築物が必要となったり、基礎部分の耐震改修にあつては、床材を一旦取り外して、基礎の耐震補強を行った後、取り外した床材を再度取り付ける必要がございます。さらに、一旦取り外した床材などの既設材料を風雨の影響を受けないように一時保管する仮設倉庫も必要となります。

県では、文化財の改修に際し、既設材料の取り外しと再取付けに係る手間や、仮設建築物を考慮した上で設計積算を行っているところでございますが、今回の入札において応札者がなかったのは、発注者の設計積算の考え方を入札参加者に丁寧に伝えることができなかつたことが原因でもあると考えております。

今後の発注に際しては、入札参加者と発注者との間で積算上の認識に差異が生じないように、特記仕様書や図面に既設材料の取り外しと再取付けなどを明示した工事手順や仮設建築物の設置期間をより一層分かりやすく表示するなど、さらなる配慮に努めてまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） 最近、入札の公告というのは、こういうソフトで出したり、現場説明会というのは、昔、実はあったんです。現場説明会といえども、部屋で説明しているというのが最近あった。しかし、今はもういわゆるデータで送ってしまうという、なかなか真意が伝わらないことがあるんです。

現場でやはり立ち会って、質問を受ける。この瓦はどうすると、このくぎは何で外すの、パールを使うのかな、いやいやこれではしない、損耗しますねとか、いろんなことを理解した上で応札者が応札をする。そのようなことでないといけないのじゃないかなと思うんです。

今後、いろんなことが発生します。先日、紀伊半島3県の会議がございまして、私も参加させていただきました。和歌山県ですけども、あそこ、昔の議事堂が幸いにも残っておったと。戦災を免れて残っておったと。その施設を見せていただきました。

これは、耐震改修は、木も古い木から損傷を切って、新しい木をつないだど。明らかに新しい木と古い木はありますけれども、この上が古いところですよと、ここは入れ替えましたと。これも堂々と文化財として価値があるかなというふうに思いましたし、さらには、無理せずにそっと上げて、本庁舎みたいにいわゆる免震のほうにシフトするとか、耐震に力を入れて頑張るといふ、耐震ということも大事ですけども、免震という形もいろんな工法が

あろうかなと思います。

いろんな手だてをしながら、要するに発注者と受注者の意見交換を現場でしていただくような積極的な取組が応札者がいないという事態を防げるのではないかと、このように思いましたので、よろしく願い申し上げたいと思います。

話、変わりますけれども、いよいよ三重とこわか国体・三重とこわか大会が、来年開催が決着して、残すところあと1年となりました。

私は、3月の予算決算常任委員会の総括質疑でそれに触れまして、開催の準備事業でありますリハーサル大会などの質問をさせていただきましたけれども、残念ながら予定されておりましたリハーサル大会が次々と中止や延期を余儀なくされたわけであります。

開催予定の各市町や各競技団体は、不安になっているとお聞きしているところでございまして、私の地元では、ホッケー競技や弓道競技など、その対策に苦慮しているところでございます。また、私自身が関係する剣道競技においても臨時理事会を開くなど、その対策を相談しているところでございます。

それはどういうことかといいますと、いわゆる3密対策の消毒とかマスクとかいうの、これはもう当然のことなので、議論するまでもないんですけども、やはり競技というのは、入場者を制限したり、それから時間短縮のために開会式とか閉会式、表彰式等をどのようにしたらいいとか、それぞれ工夫するための意見があるんですけども、この競技だけは4位まででいいと、表彰は。あとは伝達でいいのと違うかとかということ。でも、いやいや、昔は8位まで来てもうたということで、そうするとまた密になるとか、そんなことがあったり、話をしていました。

そうすると、いやいや、剣道はとかいって、よその県から見て、4位までしか表彰してくれませんか、あそこだと、こういうようなことがあったり、そういうばらつきがあってはいけないのかなということがありまして、やはりきちっとした対応が必要ではないかなということでございますけれども、

今、既に昨日までですか、各市町を対象にいろんな共通するところのガイドラインの作成のための意見交換をしているところでございまして、しっかりと取り組んでいただいています。

共通できるところと、それぞれの種目協会によって中央と相談しなくちゃいけないようなこともありますので。その点、やはりそこは、とりわけ三重とこわか国体において、競技会運営、開催県であります三重県として、コロナ禍における競技会運営指針というのですか、ガイドラインについて、今後の進め方など、御当局の御所見をお伺いします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 国体競技会運営におけます県ガイドライン作成の取組状況についての御質問でございました。

両大会の競技会開催に当たりましては、コロナ禍にある中、選手をはじめ、参加者全ての命・健康の安全を最優先に進めていく必要があります。

このため、県では、去る7月に会場地市町及び競技団体に対して説明会を開催し、日本スポーツ協会等が作成しますスポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン等に基づきながら、会場整備や選手・来場者の受付、誘導といった運営全般にわたるコロナ対策とともに、対策の実施に伴い負担が増えることも想定されますので、競技会運営面において、できる限り合理的な費用の範囲で、3密を避けるなどの工夫についても検討をお願いしたところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、会場地市町からは、中央競技団体のガイドラインも参考にすると、幾つかの点で違いがあり、どれを優先すればよいのか分からないとか、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、思い切った合理化など、運用上の工夫をすることで、かえって各市町間、競技間で大きなばらつきが出てしまうのではないかなど、不安の声をいただいています。

こうしたことから、県では、いずれの競技におきましても実施することが

望ましい標準的な内容を記載しました国体競技会における三重県ガイドライン、仮称ではございますが、こちらの作成に取り組んでいるところです。

このガイドラインは、会場地市町や競技団体が具体的な新型コロナウイルス感染症対策を検討するに当たって、日本スポーツ協会などのガイドラインだけではその実施範囲が必要十分かどうか確信が持てない場合や、競技会運営の簡素化との両立が難しい場合などに合理的な判断のよりどころをお示しするものです。

ガイドラインを活用していただきますことで、会場地市町、競技団体が新型コロナウイルス感染症対策も含めた競技会の運営準備を円滑に進められるよう、支援していきたいと考えております。また、今後も市町等から個別具体の御相談があれば、引き続き対応してまいりたいと考えております。

現在作成中のガイドラインでございますが、議員がおっしゃっていただきましたように、先月末から昨日まで市町意見交換会を開催いたしまして、素案に対する意見をお聞きしたところです。いただいた御意見を参考にしながら、10月下旬には改めて市町、競技団体、併せた合同説明会を開催し、修正案をお示ししていきたいと考えています。

また、あわせまして、日本スポーツ協会とも十分調整していくほか、東京2020オリンピック・パラリンピックの新型コロナウイルス感染症対策につきましても情報収集に努め、国体・大会への採用も検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、最終的には11月の完成をめどに、実効性が高く、会場市町などが活用しやすいガイドラインとなりますよう、取り組んでまいりたいと思っております。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

恐らく競技団体によって多少検討する中身が微妙なところがあるんでしょうけれども、試合そのものことについては競技団体が、例えば私どもの剣道の例を挙げますと、いわゆるつばぜり合いというんですか、密接になるつ

ばぜり合いから離れる、分かれる、自ら積極的に力で離れましょうという新しいルールというまでもないんですけども、審判の先生が分かれさすと、積極的に分かれる、このような指示もしなくてはいけないし、選手自身も寄って大きな声を出すよりも離れて払いましょうと、このように選手を指導していかなくちゃいけないと。こんなことがコロナ禍における、例えば剣道競技なのであります。

これは柔道はどうするか、いろんなほかの種目はどうされるかは知りませんが、スポーツ協会ですることはしっかりとやっつけていこうと。しかし、市町で会場運営する地域においては、やれることをやっつけていこうと。そこで県がいろんなところを取り持つというんですか、うまくやっていただくのが県の役割ではないかなと。よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、伊賀地域の幹線道路の整備促進について質問させていただきたいと存じます。

(パネルを示す) まずは、パネルを御覧いただければと思うんですが、二つ用意しております。

まず、一つ目が、このようなものでございまして、上が伊賀市ですね。これが、名阪国道が通ってございまして、この真ん中は国道368号、今、4車線化工事をしているところでございまして、この下のほうが名張市でございまして。それぞれ工区が分かれてございまして、伊賀市側、名張市側というところでございまして。

後で説明する国道368号の上長瀬工区というのは、次のパネルで御紹介しますけれども、上笠間八幡名張線というのは、この横にありまして、ちょっと見にくいですが、奈良県へ渡る上笠間方面へ行く、この西側へ行く道がここに当たるんです。

そんなところを念頭に置いていただきながら、質問に入りたいと思います。

言うまでもなく、国道368号の4車線化は、伊賀地域にとって産業、経済に重要な物流の道であります。また、観光振興の大切なおもてなしの道であります。救急輪番制による救急車が毎日通ります、大きな災害時には救援

物資の通る緊急輸送道路としての命の道であると、こう訴えて続けてまいりました。

こうした中、昨年11月、名張市内においては、初めて供用が開始されたところでございます。感謝を申し上げたいと思います。

そこで、国道368号の4車線化の大内拡幅工区、伊賀名張拡幅工区について、今後の進捗について御所見をお伺いしたいと。

続きまして、これがその南側なんですけどね。（パネルを示す）これが名張市の国道165号との交差点、国道368号、先ほどのところ。さらに南へ行くと、ここは太郎生ですので、上長瀬工区というのは、津市美杉町太郎生地区に続くこの辺りが上長瀬工区でございます。

整備を進めていただいているところでございますが、あと、橋を2本かけなくてはいけないというような予定でございまして、この点につきましても進捗をお聞きするところでございまして、先日、7月8日でしたか、津市美杉町太郎生地区から国道368号上長瀬工区道路改良事業推進について、伊賀建設事務所に要望されたわけでありまして、青木、今井両議員と共々同席させていただきまして、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

続きまして、一般県道、先ほどお示ししました上笠間八幡名張線の進捗についてお伺いいたします。

この道路は、奈良県宇陀市から名張市薦生地区を經由して、国道368号を結び、名張市、伊賀市中心街へ通じる生活道路であると同時に、八幡工業団地へのアクセス道路でもあります。また、名阪国道の代替道路としての役割もございまして、重要幹線道路となっております。

しかし、薦生区内というのですか、通学路にも指定されているものの幅員が狭く、危険な箇所も多く、大型車は対向できない。このようなところでございまして、さらには、平成12年に地元伊賀南部環境衛生組合が伊賀南部浄化センターに関わる施設の操業期間の延伸の協定を締結した時点から、要望事業となっております。名張市からも重要課題として位置づけられ、強く要望を受けているところでございます。

一方、去る5月21日に地元薦生地区並びに薦原地域振興協議会から伊賀建設事務所のほうに要望活動がございました。進捗のお願いがあったわけでありすけれども、事業推進に拍車がかけられたと、このように感じているところでございます。

そうした中、当該用地買収や立ち退き補償など、関係者の理解が進んできているところでございます。そこで、一般県道上笠間八幡名張線について、今後の進捗について当局の御所見をお伺いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** まず、1点目の国道368号の整備状況についてお答えさせていただきます。

大内拡幅工区につきましては、平成28年に約1.6キロメートルの4車線化が完成しております。さらに、その北の約0.6キロメートルについて、今年度末に完成する予定でございます。さらにその北側の約1.1キロメートルについて、来年度、4車線化が完成する予定でございます。

続きまして、伊賀名張拡幅工区につきましては、名張市内において特に渋滞の著しい桔梗が丘駅周辺の0.6キロメートルについて、昨年11月に4車線化が完成しております。引き続き、その北側約0.9キロメートルの整備を進め、来年度には完成する予定でございます。

続きまして、上長瀬工区でございます。

この工区につきましては、道路の幅員が約5メートルと狭く、車両の擦れ違いが困難でございますので、約2キロメートルの区間で道路改良を進めております。これまでに新布瀬橋を含む1.1キロメートルの整備が完成しており、現在進めている旧橋の撤去工事については、今年度末に完了する予定です。また、昭和橋について早期に工事着手できるように、設計等の準備を進めてまいります。

続きまして、2点目の上笠間八幡名張線の進捗についてお答えさせていただきます。

この道路については、名張市の薦生と八幡地内の人家が密集する区間につ

いては、八幡工業団地の通勤ルートや小学校への通学路になってございますが、幅員が狭く、安全で円滑な交通が確保されていないため、約1キロメートルの区間についてバイパス整備に取り組んでいるところでございます。

特に幅員が狭い西側の約120メートルについて、早期に工事が着手できるよう、現在、用地取得及び建物補償のための交渉等を伊賀建設事務所の所長が自ら先頭に立って精力的に進めているところでございます。

いずれにしましても、道路の整備促進のためには、地元の用地の御協力が不可欠でございます。名張市や伊賀市と連携しながら、一日も早い完成に向けて取り組んでまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） 御答弁、ありがとうございます。

力強い御答弁だったというふうに理解しました。

国道368号の4車線化においては、順次、供用開始が進めていただけるものと思います。

名張市の住民は、結構伊賀市への通勤者が増えてございまして、逆に伊賀市の方からも名張市のほうに、今、いわゆるお買物とか食事に来ていただく人が多いというか、そんな交流が今、急速に発展しているのかなと思います。

拠点病院の工事が進んでございまして、それが完成する運びになれば、さらにその命の道との役割が大きくなるのではないかなと、このように思っているところでございまして、その時期に合わせた要所要所の供用開始が求められるのではないかなと、このように思っているところでございます。

また、上笠間八幡名張線につきましては、非常に地元の区長をはじめ、地域の方々の積極的な御協力をいただきまして、先日もお話を聞かせていただいたら、これは地域を挙げて取り組むと。そして、みんなでこの道の建設に協力していこうと、このような機運を高めていただいているところでございます。そういう意味からも、県のさらなる積極的な取組を重ねてお願いさせていただきたいと思っております。

あと、地域にはたくさんの道もあります。上野名張線であったり、いろん

な道がございますけれども、順次工事を進めていただきながら、地域の生活道路、また、いろんな渋滞緩和に努めていただいているところでございます。

引き続き、道路建設、道路改良によりしくお願い申し上げながら、今朝も通りましたら、ライン引きもしていただいております。そうやって地域の方々に親しまれる、愛される道路形状に、また、街路樹もきれいにさせていただきますようお願いするところでございます。

ここでさらに質問を続けますと時間がありませんので、今日は、テーマがGIGAで来たんですね、GIGAで。これ、伊賀構想かって、GIGA構想やでと、違うということ言うくらい、伊賀の方からすれば、GIGA構想も伊賀構想も重要やなど、こんなことが言われるのではないかなと思うんです。

本当にキロとか、そういう単位ですけど、そのギガというのと、最近どこでも、今はちょっと新型コロナウイルス感染症で大変ですけども、大盛りとかメガ盛りとか、ギガ盛りにどうしてもイメージが走ってしまっていて、そんなことが気になるところでございますけれども、10億分の1がナノだそうですね。10の9乗分の1ということですけども、ここらでそろそろ一句を申し上げなくてはいけないということと、時間が参りました。

ちょっと評価は分かるか分かりませんが、期待してください。

コロナ禍も10億円はギガナノ禍も。ちょっとこれ、滑りましたか。

もう一つ作ったんですけども、もう一句は、コロナ禍でスーパーシティとギガナノ禍。これのほうがいいかなと思っていて、お後がよろしいようで、どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。43番 中村進一議員。

〔43番 中村進一議員登壇・拍手〕

○43番（中村進一） 伊勢市選挙区、新政みえの中村進一であります。

昨日も新型コロナウイルス、14名の感染者が出てまいりました。中学生から高校生、そして高齢者の方まで幅広く、クラスターも起こっております。勢力が止まらない大変な状況だというふうに思っております。

こうした状況の中で、執行部も本当に汗をかいていただいております。我々議員も一体となって対応していかなきやならない、そんな思いを込めながら、通告に従いまして、今議会最後の一般質問をさせていただきたいと思っております。

コロナ禍で、観光産業をどう守るか、質問させていただきます。

コロナ禍の中で、中小零細企業、大変大きな影響を、今、受けております。全国的には、新型コロナウイルス感染症関連の倒産が、9月11日現在で474件に達したという報道がありました。雇用対策や非正規で働く皆さんへの影響も大変心配であります。

そういった中で、新政みえは、先般、中小企業団体中央会の方、そしてまた、商工会議所の代表の方から、こういった中小零細企業の方々の実態についていろいろ聞かせていただきました。皆さん、様々な資金繰りの制度、あるいは持続化給付金等、その支援策で、今、生き延びておる、何とか持ちこたえておるといってお話でございました。倒産は、と聞かせてもらいましたら、目立ってはいないけれども、このままでいくと廃業を検討していくところも

あるんだ、そんな話もございました。

そんな中で、三重県の主要産業であり、伊勢志摩をはじめ南部の活性化の要であります観光産業は、コロナ禍の当初から大変厳しい影響を受けてきております。

9月18日に、観光庁が発表いたしました旅行・観光消費動向調査の速報によりますと、2020年4月から6月期における状況は、昨年に比べまして83.3%の減だと、そのうちの宿泊旅行消費額、これは何と85.4%も減少している。もうほとんどないという状況になってきております。

私も、地元の事業者の皆さんから、どうなんだと聞かせてもらいましたら、もう戻らんのかないか、とにかく頑張っ続けていくしかない、そんな切実な声を聞かせていただいております。

観光産業は、御案内のとおり、旅行業、宿泊業、飲食業にとどまらず、農林水産業、製造業、建設業など大変裾野が広がってきております。その分、経済的な波及効果、雇用に対する影響は大きいというふうに思っております。

2点聞かせていただきます。

まずは、コロナ禍において、地域経済を支えるこの観光産業を守るために、県はどのような取組を、今、行っているのかお聞かせください。

次に、コロナ禍で打撃を受けた観光産業、これからどのように回復、振興するのか。今、私の地元伊勢志摩を見る限り、少し回復しているようには見えるんですね。9月の4連休、いわゆるシルバーウィークには、全国の観光地にたくさんの観光客が訪れました。伊勢神宮とその周辺にも渋滞ができるほど、県外から多くの観光客が訪れております。

9月27日の秋晴れ、私も、朝熊山の伊勢志摩スカイラインが、結構、人が入っているということだったので行きました。（パネルを示す）これ、伊勢志摩スカイラインから、伊勢市の方向を見た図であります。秋晴れなんで非常にすばらしい景色でありました。そして、（パネルを示す）こちらは、鳥羽市のほうを見たところです。手前が菅島で奥のほうに知多半島が見えて、その間に、神島も見えますし、答志島等も左側のほうにずっと、これが

ずーっと360度すごい景色でございます。これを見ていただきましたのは、本当にこんなにすばらしい宝が、この伊勢志摩にはあるんだということを見ていただいたということと、やはりバイクとか、それからドライバーの方々がたくさんお見えになっておりました。私が行って、初めてぐらいたくさんの方だというふうに思いますが、やはり3密を避ける、そんな思いもあつたんじゃないかなというふうに思います。

しかし、今、訪れる方も、受け入れる観光業者の方も、新型コロナウイルス感染症におびえながら、ブレーキとアクセルを交互に踏み込んでいる、そんな状態じゃないかなというふうに思っております。この状況は、恐らく、治療薬やワクチンが開発されるまで、しばらく続くのではないかと、そんな思いを持っているところでございます。

修学旅行の影響は、大きいところには随分出てきているようでございますが、やはり小さな民宿など、こういったところにはなかなか行き渡っていないのではないかとこの声があります。

おはらい町でも、土産物屋がなかなか出ていかないという声もございます。今、新しいコロナ後の状況も踏まえまして、新型コロナウイルス感染症による大きな打撃を受けている観光産業の振興について、どのような取組をしているのか、まず、この2点について、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 新型コロナウイルス感染症により、大きな打撃を受けている観光産業を守るため、現在どのような取組を行い、今後どう取り組んでいくのかについて、お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、甚大な影響を受けている観光産業の再生は、本県にとって喫緊の課題であり、まず、安全・安心な観光地づくりが重要です。

県として、県内観光事業者向けガイドラインの手引を策定し、ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を、県内事業者の皆様と共に取り組んでいる

ところでは。

観光地の安全・安心対策の徹底を前提に、観光地の中核を担う宿泊施設の利用を促進し、旅行需要の早期回復に向けて、県民限定の三重県独自の宿泊割引クーポン、みえ旅プレミアム旅行券を発行しました。7月から8月にかけて、合計4万1800枚を発行し、配布直後に発行が終了するなど、大変好調で、インターネット旅行事業者の調査では、県内宿泊実績が、6月の対前年比55.2%が、8月には77.3%まで回復し、客単価も6月の対前年比94.7%が、8月には117.9%に増加するなど、旅行需要の喚起につながっています。

また、旅行券利用者の宿泊予約は、8月が28.3%、9月が31.2%、10月が31.4%と分散し、旅行需要の平準化にもつながっています。

宿泊事業者の方々からは、旅行券で久しぶりに満室になった、平日にも多くの予約が入っているなどの声もいただいております、県民の皆様にご利用いただいていることに感謝申し上げます。ありがとうございます。

さらに、旅行者の周遊を促進するために、7月22日から、県内体験施設の利用代金を、半額割引クーポン事業を実施し、開始から2か月で、体験プログラムの予約件数が4000件を超え、利用者から、子どもたちと初めての体験参加ですが、またここに来たいなど、満足の声が寄せられています。

本事業は、観光再生に向けた成功事例として、今月7日に、民間事業者主催の自治体・DMO関係者を対象としたセミナーで、知事から取組内容を発表することとなっています。

また、8月22日から実施しています高速道路ドライブプランでは、近隣府県在住者が利用者の67.1%を占めるなど、東海・関西圏からの来県も増加し、好調に推移しており、体験利用割引クーポン事業や高速道路ドライブプランの実施が、旅行者の県内周遊の促進につながっています。

これらに加えまして、9月1日からは、みえ旅プレミアムキャンペーンを展開し、宿泊施設の継続的な利用促進に向けたみえ得トラベルクーポンを発行するなど、県内周遊のさらなる促進や観光消費額の拡大に取り組んでいます。特に、答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーンでは、9月から

キャンペーン参加者が急増し、1か月で4000人を超える方々に新たに参加いただくなど、7月以降に取り組んできた各事業の効果が着実に現れてきています。

この取組を一過性に終わらせないために、旅行者や事業者の生の声を、地域と一体となって、今後の地域資源の磨き上げや受入体制の充実に生かしていきます。

さらに、地域観光産業が有する構造的な課題の解決に向けて、株式会社地域経済活性化支援機構、REVICと連携し、モデル事業を鳥羽市相差エリアで取り組み、安全・安心な観光地づくりの実現との両輪で、県内観光産業の再生や地域経済の活性化につながるよう取り組んでまいります。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 答弁をいただきました。

新しい持続的な政策がその中にどれぐらい入っているのか、ちょっとまた、後ほど吟味をさせていただきますけれども、今、クーポン券等は、多分、カンフル剤的なもので、これで体力が戻って元気にやっていける、そんな状況へのプロセスかな、そんな感じに聞かせていただきました。持続的な新しい方法ということで、伊勢市では、クリエイターズ・ワーケーションですかね、クリエイターの方々に泊まってもらって、それで、仕事と休暇を合わせた形で、新しい環境の中でやっっていこうという、先を見据えた政策がありますけれども、県のこういうワーケーションのような政策というか、そんなものはあるんでしょうか、あればお聞かせいただきたいと思いますが。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） ワーケーションの促進に向けての取組についてということで御答弁申し上げます。

ワーケーションは、職場や自宅を離れ、リゾート地や地方などで余暇を楽しみながら、テレワークを活用した仕事や地域活動を行うこととされており
ます。

県におきましては、新型コロナウイルス感染症により顕在化した大都市部

への一極集中リスクを軽減し、コロナ後の新しい日常に適用できる新しい働き方、ライフスタイルとして、また、観光産業の活性化を図るための新たな旅のスタイルとして、積極的にワーケーションを推進しているところでございます。

そのため、雇用経済部、農林水産部、地域連携部など、関係9部局17課によります庁内組織を立ち上げ、横断的に取り組んでおり、県内市町との取組とも連携しながら、進めていくことといたしております。

県の具体的な取組といたしましては、ホテルやゲストハウス、コワーキングスペースなどの施設を拠点といたしまして、その施設自体のWi-Fiなどの通信環境や交通アクセスなどの課題を解決しつつ、体験プログラムの作成などに取り組む事業者を募集したところでございまして、13の事業者から応募がございました。その中から、地域の強みやネットワークを生かした事業者を5社選定いたしまして、モデル事業として進めていくことといたしております。

今後、ワーケーションを受け入れるための、環境整備やモニタリングなどを通じまして、独自性のあるプランの企画につなげてまいりたいと考えてございます。

また、本県の美しい自然や景観を生かしたワーケーションを推進するため、環境省の事業を活用いたしまして、国立・国定公園におけるツアーの企画、受入れ環境の整備等に取り組む事業者を支援しておるところでございます。加えて、子どもの自然体験の機会を創出し、自然豊かな地域で遊び、学び、働くという新たなライフスタイルとして、家族向けのワーケーションを推進するため、県内の自然体験事業者に対する支援も行っているところでございます。

また、首都圏等の企業やその勤務者、移住希望者に対しまして、三重県でのワーケーションを発信するオンラインイベントを開催するとともに、企業と受入れ施設等をマッチングするインターネット上の専用サイトを構築し、県内でのワーケーションの実現につなげてまいりたいというふうに考えてお

ります。

今後につきましては、三重県の豊かな自然、歴史、文化、食などの魅力を積極的に広報いたしまして、市町や関係団体と連携して、ワーケーションの誘致に取り組み、安全・安心で快適に仕事ができる県として選ばれるきっかけづくりを進めていくことで、県内経済の活性化や、関係人口の増加を目指すとともに、移住の促進にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

[43番 中村進一議員登壇]

○43番（中村進一） 御答弁いただきました。

今、お話も聞かせてもらいましたけれども、多分これから、時代が少し、状況、環境も変わってくるというふうに思います。持続可能なそういう観光戦略、新しい形を模索していく時代に入るんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点、ワーケーション、どんな形になるか分かりませんが、情報発信、きちっとしていただきたいというふうに思います。

要望させてもらいますけれども、冒頭申し上げましたけれども、やはり今の雰囲気は、恐らく、これから廃業等、一般企業なんかも出てくる可能性があります。ということは、全体的な経済の縮小みたいなものもちょっと心配されますので、そういったことを考えますと、観光業界だけやなしに、中小零細企業、例えば、今まで三重県信用保証協会等、これをよりどころに頑張ってきた、小さな、厳しい企業もたくさんございますので、そういったところに対しましての支援もきちんとしていただきたいというふうに思います。

それから、さっき、ちょっと伊勢志摩スカイラインの写真を見てもらいましたけれども、あそこにトイレがあるんですけども、山本教和議員に聞いたら、あれは、昔、私が国立公園会長として、造ったトイレと言う。随分昔なんですけれども、ちょっと行ったら、あの景色とは全く真逆な、ちょっと貧相でございましたので、できたら一遍、現場へ足を運んでいただいて、その環境に合うようなトイレに変えていただければ、また変わっていくんじや

ないかなというふうに思わせていただきましたので申し上げます。

それでは、次に移りたいというふうに思います。

コロナ禍の中で、医療に携わる全ての皆さん、保健所、担当部局、関係機関の皆さんに本当に感謝を申し上げながら、4点ほど申し上げたいというふうに思っております。

まずは、この病院再編・統合について、地方から声を上げていただきたいということを申し上げたいというふうに思います。

コロナ禍で今まで見えていなかったものが見えてきたのではないかと、その一つが、公立病院の役割ではないかというふうに思います。

国は、人口減少で必要な病床数も減らしていくべきということで、地域医療構想を掲げました。そして、2019年9月に厚生労働省は424の公立・公的病院に対して、再編・統合せよとばかりに病院名のリストを発表しました。

三重県では、既に再編・統合を果たした病院までリストに挙がるなど、その内容はずさんなものでありました。今回のコロナ禍を体験し、公立・公的病院の果たしている役割が見直されようとしております。6月9日の衆議院厚生労働委員会で、厚生労働省は2019年9月に、地域医療構想の再検証対象医療機関とした424医療機関のうち、388の病院が新型コロナウイルス感染症対策として設置した医療機関の状況把握システムに登録したと答弁しております。そして、その388病院のうち、72の病院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れております。

図にすると、こういう形になります。（パネルを示す）424病院のうちの388病院が、そのシステムに登録して、実際にそのうちの72病院が受け入れたということがございますので、まさに、新型コロナウイルス感染症患者に対して、必要であったということも証明されているんじゃないかと、そんなようなことを感じております。そしてまた、この新型コロナウイルス感染症対策として設置した医療機関全体、（パネルを示す）これは、国全体では6922病院ありますけれども、この中で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた病院は922、そのうちの637病院、69.1%が公立・公的病院だった。そ

んな結果が出てきております。

高市総務大臣も、6月25日に開かれました全世代型社会保障検討会議で、こんなことを言っております。いわゆる感染症病棟の6割を有する公立病院が重要な役割を果たした。その役割も踏まえて、今後、地域医療構想に係る議論が各地においてなされることが重要だ。国と地方が協働して、持続可能な地域医療体制を確保できるよう努める。そのような発言をしております。新聞報道でも、地域の公立病院は地域のとりでだ、公立病院が頑張らないと、地域医療は崩壊するとの思いがにじみ出ている声が掲載されております。医療費を減らすために、これまでの再編・統合の方向を変えて、もう一度、考え方を整理する必要があります。これまでの効率一辺倒であった地域医療構想の見直しについても、現場の声をしっかりと国に訴えていただきたいというふうに思います。

国に対して、公立・公的病院の必要性を訴えていただくために、この公立・公的病院の体制も強化すべきと思いますけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） このコロナ禍において、公立・公的病院が果たした役割、その大きさから、国の再検証要請について、しっかり声を届けていくべきではないかということで答弁させていただきます。

本県の公立・公的医療機関等については、県全体の病院に占める割合が全国平均よりも高く、地域における中核的な病院として、また僻地における医療の確保、さらには、二次救急・三次救急医療機関として重要な役割を果たしています。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応においても、感染患者等への対応や感染拡大に備えた病床の確保など、非常に重要な役割を担っていただいています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、大きな混乱を来すことなく、本県における救急医療や感染症に対する医療提供体制を確保・維持できてい

るのは、これらの公立・公的医療機関等をはじめ、県内医療機関の多大な御協力のおかげであると認識しています。

一方で、これまでの地域医療構想の議論においては、公立・公的医療機関等と民間医療機関との役割分担を踏まえ、救急医療や小児医療など、地域で必要とされる医療を効果的・効率的に提供できる体制の整備に向けて、丁寧に議論を進めてきました。

しかし、地域医療構想では、感染症対応の視点は明確に含まれておらず、今回の新型コロナウイルス感染症を契機として、新興・再興感染症、新しく出てきたとか、再び出てきた感染症ということですね、に対する医療提供体制についての課題が浮き彫りになったところです。

こうした課題も踏まえると、今後の地域医療構想の議論では、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興・再興感染症に対応した医療提供体制の在り方も含め、医療機関が担うべき役割や、将来の必要病床数との関係を整理する必要があると考えています。

また、国による具体的対応方針の再検証の要請については、公立・公的医療機関等が、今般の新型コロナウイルス感染症への対応で、中核を担っているという実情が示すように、再検証の要請の対象となった病院は、地域医療を守る上で地域になくてはならない病院であると認識しています。

全国知事会においては、国に対して、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、医療のとりでをいかに守るか、地方の意見を十分に踏まえ慎重に検討することを求めています。

国においても、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、地方自治体の意見等を踏まえ、ワーキンググループにおいて検討が進められる予定であると聞いています。

本県では、これまでも地域の実情を踏まえた丁寧な議論を行ってきたところであり、国の動向を注視しつつ、また、全国知事会とも連携して、地域の声をしっかりと国に伝えながら、感染症への対応の視点も含めて、地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

[43番 中村進一議員登壇]

○43番（中村進一） 知事から、地域の実情を国にしっかりと伝えたと、公立・公的病院の必要性をしっかりとおっしゃっていただきましたので、少し安心もしたところでございます。

公立病院は、東日本大震災のときもそうでありましたけれども、大変地域が疲弊しているときに大活躍された、そんなところでもございます。

また、今日の新聞には、三重大学病院の医者が退職という記事が出ておりました。このことも、地域の病院に与える影響は間違いなしに出てくるというふうに思いますので、この点につきましても、しっかりと県でできることの範囲というはあるというふうに思うんですけれども、対応していただくように要望しておきます。

次に、診療所のことについて、診療所をどう守るかについて聞かせていただきます。

これから、インフルエンザがはやってくる。そういう状況の中で、それと併せて、新型コロナウイルス感染症の患者さんも診なくてはならない。そんな状況が出てこようかというふうに思います。

私ども、医師会の皆さんともお話をさせてもらったときに、やはり一番心配なのは、新型コロナウイルス感染症が始まったときを思い出してほしいと思うんですけれども、もうマスクがない、そして医療用の防護服、これもガウンがない、そんなことが起こりました。今、全部の私どものかかりつけ医の皆さんのところへも、そういう熱を持った方々が行くとか、そういう状況が一気になったときに、それをどうするのかという状況があります。

実は、今日持ってきたんですけれども、（現物を示す）広げると畳むのが大変なので、このままですけれども、これ、手作りの防御用のガウンというか、医療用ガウンですね。今、様々なボランティア団体とかそれで婦人会とか、伊勢市女性団体協議会とかNPOの方たちが、メイクガウン・プロジェクトとして、こういったポリ袋を活用して、感染症に対処する、こういう活動をされているんですけれども、既に責任者の方に聞かせていただきま

したら、1万セットを病院に届けたというお話でございましたけれども、こういう状況があるということは、プラスアルファなんかどうか分かりませんが、まだまだ足りないんじゃないか、そんなことを心配しております。病院とか診療所に対して、手袋だとか、それからフェースシールドだとかこういうガウンだとか、こういった医療用の資材はきちっと届くのかどうなのか、足りているのかどうなのか、その辺を聞かせてください。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） それでは、医療機関に対する個人防護具の関係で御質問いただきましたので、答弁させていただきます。

季節性インフルエンザの流行に備えた診療・検査体制につきましては、国から9月4日に通知が参っております、診療・検査を行う医療機関を県が指定することで、身近な多くの医療機関で発熱患者等の診療・検査を行うことができる体制を整備することが求められておるところでございます。

県では、国からの通知を待つことなく、季節性インフルエンザと鑑別が困難な新型コロナウイルス感染症の診療・検査の実施に備えまして、感染リスクを考慮した上での診療・検査体制の確保に向け、三重県医師会等と検討を進めてきたところでありまして、国が示すスキームを基本としつつ、発熱患者等が必要時に円滑に診療・検査を受けることができるよう、冬季に向けまして、本県の実情に応じた体制を整備していきたいというふうに考えてございます。

そうした中で、季節性インフルエンザの流行期にインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の診療・検査を行う医療機関におきましては、感染防止対策のため、議員が御指摘のように、十分な個人防護具を確保することが必要になる、それが大前提になるというふうに考えてございます。

県では、これまでも必要に応じまして医療機関等に対しまして、個人防護具の提供を行ってきたところでございますが、今後の感染拡大に備えまして、医療機関独自の備蓄をお願いしつつ、県としても備蓄を進めているところでございます。4月、5月にかなり、手袋、ガウン、マスク等が不足した状況

にあったのは事実でございますが、夏以降、比較的今のところは落ち着いておるといふ状況で、一部足りない、一時的に足りないという状況はございますが、全体としては、落ち着いている状況にあるということで、今のうちに、各医療機関、県も含めて、できるだけ備蓄しておくということで、お願いもさせていただいていますし、県としても備蓄に努めておるところでございます。加えまして、先ほど申し上げた県の指定を受けました診療・検査を行う医療機関に対しましては、国から必要な个人防护具が供給されることとなっております。急な不足が生じた場合にも、医療機関からの要請に対応することとなっております。

季節性インフルエンザの流行期には、発熱患者等の増加が予想されることから、医療機関における感染防止対策に必要な个人防护具が決して不足しないよう、県としても引き続き支援を続けてまいりたいと考えてございます。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 御答弁をいただきました。

私も、このコロナ禍が始まった頃は、どこにでもあるもんやというふうにしておったんですけども、一気に医療機関で底をついたということだったので、今回もそれぞれの診療所、いわゆるかかりつけの医者ですね、そういったところに、完全にあるのかどうなのかというのは、医師会の皆さん方は物すごく心配しておりましたので、そうなりますと、本当に日々そういった患者がお見えになる確率が高くなってきますので、その点はしっかりと見ていただきたいというふうに思います。また、今、診療控えとか、手控えている方とか、PCR検査、そういったものが入ってくる地域の診療所に対する重荷といいますか、重圧がきつくなってくるというふうに思いますので、その辺もしっかりと目を通していただきたいなと思っております。

それから、保健所の機能の強化についてもお伺いしたいというふうに思いますが、これは、今年の6月の北川議員や、あるいは先般の小林議員から、しっかりとお話をさせていただいて、それに対して、加太部長からも丁寧な議論をしていただきました。ただ、聞かせていただきたいのは、保健所の今

の体制、これをどう捉えているか。今、私は、保健所というのは、例えば、ふだんの事業以外に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に、まずは相談、そしてPCR検査、陰性では健康観察、陽性であれば入院調整する、そして病院を紹介したりとか、入院対応とか、そんな流れのみだというふうに思っておったんですけど、現場で聞かせてもらいますと、本当に、罹患者に対しての、濃厚接触者の追跡、聞き取りはもう大変なことになっている。今日もすごい人数が出ているんですけども、昨日ですね。これも、本当にそのままストレートに、それぞれの罹患者の方が言われるかという、なかなかきちっと本当のことを把握するのに随分苦労されている。また、罹患者に対するネットでの誹謗中傷、そのことの相談を受けたりとか、また、伊勢の場合ですと観光地ですけども、1週間、2週間たって戻ってから連絡があったりとか、あるいは帰国者の方々の心配の声だとか、外国語もいろいろだし、そんなことを考えると、どれぐらい時間外勤務をしてしまうんだろう、それぐらいの大変な状況だというふうに思います。そういった保健師の人員増強も含めまして、今まで答弁していただいている部分は外していただいて、決意等を述べていただければありがたいというふうに思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 保健所の機能強化についてお答えさせていただきます。

保健所は、この新型コロナウイルス関係の感染症対策はもとより、医療監視、健康増進、感染症対策、給食施設指導、精神保健、難病対策、食品衛生、生活衛生、動物の愛護・管理など、言い出したら切りがないんですが、幅広い役割を担っており、地域の公衆衛生の維持向上に大きな役割を果たしていると認識してございます。

新型コロナウイルス感染症については、先ほども議員から御紹介いただいたように、様々な対応を求められておるところでございますが、先日も答弁させていただいたように、様々な本庁を含めて、地域間の職員等の応援、民間企業の協力も得ながら、何とか乗り切っているという状況でございます。

保健所業務は先ほど申し上げた感染症対策に限らず、突発的な対応を求められる業務が多いということから、新たな行政需要に直面した際には、今回のこの新型コロナウイルス感染症への対応を参考にしまして、部局横断的な対応でありますとか、関係団体・民間事業者の協力を得ながら、今後も機動的に対応していきたいというふうに考えております。

一方で、保健所には、医師、獣医師、薬剤師、保健師、栄養士等、様々な職種の専門職がおりまして、その職員が専門性を生かして、幅広い業務に従事しております。

保健所の体制を、維持・強化していくのは当然必要だと考えてございます。計画的に医療職の確保・育成を進めていく必要があるというふうに考えてございます。

このため、県といたしましては、県内外の大学、医療機関や研究機関を訪問するなど、様々なネットワークを活用しまして、公衆衛生医師の確保に取り組むとともに、大学等で実施される就職説明会や、講義に参加しまして、獣医師、薬剤師、保健師などの確保に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。あわせて、職種別のジョブローテーションや専門性の向上を目的とした業務スペシャリストコースの設定、職種別のOJTの充実など、人材の育成にも取り組んでいきたいと考えてございまして、それを併せまして、保健所の体制の維持・強化を図っていきたいと考えております。

人員の増強は一朝一夕ではできないと思っておりますが、様々な取組を経ることによって、中長期的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

[43番 中村進一議員登壇]

○43番（中村進一） 先般、中瀬古議員の質問に対しまして、知事からも答弁がございましたけれども、熊本県へDHEATということでチームを派遣していただきました。そのときに、派遣された翌日でしたかね、その地域で、新型コロナウイルスの感染者が出たということでした。隣から、その応援に所長が入られたわけなんですけれども、多分、そのときの状況というのは、

大変なことになっておったんじゃないかなというふうに思います。

これだけ厳しい、先ほど私は幾つか言いましたけれども、こういう状況の中で、今、多分、保健所は、そういった現場の皆んの献身的な働きの中で、モチベーションあるいは使命感でもっているんじゃないかなという思いもします。今なお、こうやって罹患者が出ているということはそういうことだというふうに思うので、その辺、職員の増強はちょっと時間がかかるけれども、もちろん計画をしていただいて、職員の健康管理、あるいは時間外勤務等も、しっかりとチェックをして対応していただきますように、要望させていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思うんですが、これも要望にさせていただきます。看護師の方々のスキルアップということで、質問させてもらう予定があったんですけども、ひきこもりが待っておりますので、この辺は割愛させていただきますけれども、ちょっと要望させていただきます。

日本看護協会では、認定看護師教育課程というのを終了して、熟練した看護技術・知識を用いて水準の高い看護が認められた看護師のことを、認定看護師と呼んでいるんですけども、この認定看護師、三重県では、県立看護大学地域交流センターで、感染管理と認知症管理ということで、今、感染管理は51名、認知症管理の分野には41名の方が登録されているんです。

認知症もそうですけれども、この新型コロナウイルス感染症につきまして、感染管理の看護師が大活躍されている。見えないところすごいことをやっただけでいいわけですね。そういった方たちをやはり育成する、こういう資格を取りに行こうと思うと、三重県の場合はそういうチャンスがなかなかないということで、今まで、県外へ行ったりとか、随分お金もかかっておったんですけども、今度、この制度が、2026年には終わっていくという状況になっております。新たに厚生労働省が、特定行為に関する看護師の研修制度というのを始めるということで、今、三重大学病院で麻酔の関係でやられているようでもありますけれども、こういった機会、今までの力、そういった看護能力を持った人たちに、引き続きこういった研修について、県と

しても対応を広めていただきたい、そういった声もいただいておりますので、このことについて、看護師のスキルを上げることは、医療全体のスキルを上げることに繋がりますので、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、ひきこもりなど、生きづらさを抱える人々への支援強化ということです。

ひきこもりの課題につきましては、今、もう皆さんの目の前で分かっておりますように、ひきこもりの課題というバトンが今定例会議で青木議員、中瀬古議員、杉本議員、そして関連質問で、山本佐知子議員、津田健児議員、津田議員に至っては、後ほどの代表質問でもやるんだということでえらく張り切っておりますけれども、私で6番目ということで、まずは、これだけ我々が訴えてきている、まさに私は、国が115万6000人という推計の数字を出しましたけれども、このパンドラの箱というのをもう開けてしまったんだというふうに思っております。

この対応をいろいろ見てみますと、県でいうと、医療保健部、子ども・福祉部、雇用経済部、教育委員会、警察、もっとほかにも対応されているんですけども、それぐらいの課題なんですよ。それぐらい寄ってたかっても、なかなか。私ども、ずーっと地域を回っているんですけども、いろんな社会福祉協議会なんかも回っているんですけども、残念ながら、県の姿が見えないところで動いているのかどうか分かりませんが、なかなか見えてこない。

先ほども杉本熊野議員の話で、加太部長は、あれもこれもこれもというふうに言っておりましたけれども、そういったものが、実は、現場へ入ると見えてこない、見えていない、それが現実なんです。

今日は、知事に、ぜひ姿勢を見せてほしい。

総社市の市長は、この間行ったときに、ひきこもりというのは本人の問題ではなく、本人が悪いのではないんだ、社会の問題だ、社会の責任であると我々に明快におっしゃってくれました。

ひきこもりなら、もう三重県に行ったら分かる、そんな状況というのをくり出していただきたいなと思いますので、それから、ひきこもりで一番私が課題だなと思うのは、やっと出てきた人たちが安心していられる居場所づくり、そういったことも大事なかなというふうに思っておりますので、そういった点につきまして、知事の決意を述べていただくとありがたいなというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ひきこもり対策や生きづらさを抱える方の居場所づくりなどについて、改めて私の決意ということで答弁させていただきたいと思えます。

昨年来、この本会議、あるいは常任委員会、また委員長報告、様々な場面で、ひきこもりなどの方々への支援について、議会においても様々な貴重な御意見を賜りました。

私自身、ひきこもりなどの背景には、様々な事情や原因があり、従来の医療的な支援や生活支援や経済的支援などの福祉的なアプローチに加え、行政制度の垣根を越えた関係機関の連携による、重層的で包括的なアプローチが必要であると考えており、いただいた御意見もかみしめ、改めて思いを強くしているところであります。

そして、この答弁上は、まさに、今、先ほど中村議員がおっしゃったあれやこれやというのが実は並ぶことになっているんですけども、現時点で様々な取組を、現場の職員も一生懸命やっておりますけれども、今日もいろいろ議論あったように、県の顔が見えない、あるいは、県の支援への思い、そういうのが見えてこない。そういうような御指摘をたくさんいただきました。ですので、現時点で取り組んでいることは取り組んでいることとして、今定例会月会議において、多くの御意見をいただいた、例えば、スクールカウンセラーの在り方、あるいは不登校との関係、それから、ひきこもり地域支援センターの在り方、あるいは家族会との連携、こういうまだまだ本人や御家族にしっかり寄り添った、ベストミックスの重層的かつ包括的

な支援ができていると言えないことが多々あるということが改めて認識されたというふうに思っております。

今日、今定例会議でいただいた御意見を踏まえて、改めて、部局横断でどういうふうにこれを取り組んでいったらいいのか、どういう施策を展開していったらいいのか、しっかり検討していきたいというふうに考えております。

もともと、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画とか、三重県地域福祉支援計画で、こういうひきこもりとか生きづらさを抱える方の取組を位置づけしましたけれども、そこまで位置づけたことと、またコロナ禍などでもいろんな事情が変わっていることもあるし、こうやって議会から多く御意見をいただいたことがありますので、改めて、今定例会議でいただいた御意見を真摯に受け止めて、全部を一気にできるということではないかもしれませんが、どういうふうに優先順位をつけて、県の顔が見えるようにしていけばいいのか、皆さんに御相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 知事の決意を聞かせていただきました。

伊勢市の現場で、社会福祉協議会の方で、現場へ入っていただいている女性の方に聞かせてもらいましたら、介護保険が始まったとき、お年寄りを施設へやったりとか、デイサービスへ行くというのは、ちょっとあそこのうちどうなんやみたいなの、そういう雰囲気は私は覚えております。それが、今、もう本当にそれが当たり前みたいになっております。できたら、こういうひきこもりの方たちの支援も、一般の国民の方々も、あそこ大変なんやね、みんなで応援してやらないかんね、当たり前にそういうことが、居場所なんかもそんな形でいけるような、そんな姿をつくっていただきたいというふうに思いますし、県の役割は何かあったときに、やっぱり県は頼もしいな、皆さんから頼もしがられる、そんな雰囲気を醸し出せるような役割をしていただければありがたいなということをお伝えさせていただいて、平和政策のほう

へ移らせていただきます。

今年、戦後75年の節目の年でありました。しかし、広島も、そして長崎も、この平和の式典が縮小されました。本当に75年というと、人々の記憶がなくなって、あの悲惨な体験をした人たちもすごい勢いで、今、少なくなっている。学校で、いわゆる戦争体験のことについて、ちょっと前までは、おじいちゃんやおばあちゃんに聞いておいで、それが宿題で出されたんですけども、今は聞こうにも、おじいちゃん、おばあちゃんが戦争体験がないわけでありますから、そんな時代に入ってしまった。そんな状況の中で、やっぱり資料を収集するというのも大事ですし、そしてまた、子どもたちを教える側の先生、教育委員会の姿勢というものもすごく大事なというふうに思っております。

今日は、普通はずーっと、答弁の順番が決まっておるようでありますけれども、私からちょっとお願いして、まず、こういったことを、次へ伝えていくための学校の話聞かせていただきたいというふうに思っております。

私も歴代の教育長の方々の平和への思い、立派な言葉をいただいてまいりましたけれども、木平教育長には、まだそういう機会がなかったので、ぜひ今日、平和教育への思い、そして、今どんな状況で平和教育をやられているのか。もう本音で言っていただければありがたいというふうに思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 平和への思い、平和教育の取組について御答弁申し上げます。

平和は、幸福な社会の最も重要な礎です。一人ひとりがかげがえのない存在として大切にされ、自分の夢や希望を持ち、その思いが実現することができる社会、そのような社会は、平和であって初めて成り立つものです。

戦後75年が経過し、戦争体験や、その悲惨さを伝える方々が年々少なくなってきており、子どもたちが日常生活の中で、戦争にまつわる貴重な体験談を直接聞く機会も非常に少なくなってきています。

このような中、戦争の悲惨さに学び、平和の大切さ、命の尊さを考える機

会を通して、国際社会の平和と発展のために行動できる子どもたちを育てていくことは、教育の重要な役割であると考えます。

今後、急速な技術革新やグローバル化、新型コロナウイルスのような新たな感染症への対応など、将来の予測が難しい社会にあっても、子どもたちが世界の様々な問題を自らのこととして捉え、社会の形成者として自覚と責任を持ち、異なる文化や考え方の人々とも協働し、解決に向けて主体的に行動できるようになってほしいと思っております。

県内の各学校では、社会科や特別の教科道徳、総合的な学習の時間などを中心に、子どもたちの発達段階や地域の実情に応じて、平和に関する学習を行っています。

県教育委員会では、引き続き、各学校において、地域の方々から戦争体験の話や、あるいは戦争史跡を見学することなどを通じて、平和の大切さや命の尊さについて思いを深める取組を、市町教育委員会と連携して進めてまいります。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 教育長、平和教育について、少しお話をさせてもらいたいんですけども、先般、私も地元の学校へ、戦争というか、空襲を体験した方と一緒に邪魔させてもらいました。伊勢も空襲に遭ったんですよという話と、それからそのときの焼夷弾が降る中を、逃げて逃げて、田んぼでこけて、こんなやつたというお話をすると一緒に行ったんですけども、そのとき、こういう感想文やつた。

問いが、戦争は最大の人権侵害です。戦争を起こさない、平和を守るために、今のあなたたちにできることを考え書いてみようという宿題というか、その後、されたみたいなんです、その話を聞いて。

一つは、まずは、親にも戦争のことを知ってもらわなくてはいけないと思いましたというのがありました。もう時代が、こんな状態なんやというふうにあります。それから、戦争に遭った人の分も生きる、これは命の大切さを感じ取ってくれたんやないかなと思います。もう一つはやはり、人を悲しま

せたり、傷つけるようなことは絶対にしないこと。本当に人をいたわる、そういう話から、そんな言葉が出てくるって、子どもってすごいなと思いました。そして、戦争をなくすためには、いじめ、差別、けんかをなくすことが大切だ。本当に、1時間もない、50分弱の授業だったんですけれども、その中でやっぱり、平和のそういう体験の話聞くだけで、ほかにもすごくたくさん感想文を私もいただきました。それを読んで、やっぱり平和教育の大切さ、いろんな形があろうかというふうに思いますが、それは、体でひしひしと感じさせていただきました。そういった、多分、三重県下のいろんなところで、いろんな学習もやられているというふうに思いますので、教育長、そこら辺を少し聞き取っていただいて、そしてやっぱり三重県、人権教育、平和教育をきちっとやられているな、そんな高まりが出てくるような、そんな仕事をしてほしいんですが、一言どうでしょうか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 私も、地域の方から戦争の体験を聞いた小学生の声として、ふだん運動場に使っているところを畑としていたぐらい食べ物が当時不足していて、この時代に本当にショックを感じたとか、今は平和だけど、命を大切にしないといけないという声を聞かせていただいていますので、今後も様々な学校における平和の学習というのも、私も把握しながら取組を進めていきたいというふうに思っています。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 今日は、戦略企画部、そして博物館の関係、お話を聞くように準備しておったんですけれども、お願いしてきたいのは、博物館も本当に立派なところでございます。今75年たって、いろんな戦時中の資料がなくなりつつあります。そういったものをぜひ集めていただいて、そして、その展示の方法等につきましても、戦略企画部のほうは、やっぱり平和政策として様々なノウハウもお持ちやというふうに思いますので、博物館、どうしても幅広く展示する形になろうかというふうに思うんですけれども、その辺は連携をしていただいて、夏にいつもばらばらに、場所は近いんですけれ

ども、今年も展示されてはありましたけれども、そういったものの展示をきちっと対応していただければありがたいなというふうに思います。

時間の関係でこれまでしかお話しはできませんですけども、これから、引き続いていきたいというふうに思いますが、中森議員に負けやんように、私、川柳三重のメンバーなんですけど、何か考えておったんですけども、ありました。

一言、子や孫にほんとのいくさはさせません、ということで、よろしくお願ひいたします。終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。22番 稲森稔尚議員。

[22番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。杉本熊野議員の不登校の子どもへの支援強化を、ということで関連質問させていただきたいと思います。

まず、今日は、県内の高校の中退した方のことについて伺います。

県内の高校の中途退学の現状、それから中学校を卒業後、進学も就職もしないという生徒の現状について、お聞かせいただきたいというふうに思います。その上で、中退防止の取組、それから高校生は不登校の子たちも教育支援センターの対象にならないというふうなことも聞いていますけれども、その辺りの取組も含めて教えていただきたいというふうに思います。

それから、中退者への継続的な支援、これまでこの場所で何度か廣田教育長とも議論させていただきましたが、地域若者サポートステーションとの連携、就労や学び直しといったこととの連携ということもこれまで訴えてきましたけれども、その辺の取組の成果についてもお聞かせいただきたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） まず、県立高等学校を中途退学した生徒の人数等の状況ですけれども、平成26年に644人で全体の1.53%で、少し飛びますが、平成30年度は432人、1.08%です。昨年度が、全日制、定時制、通信制全部合わせてですけれども392人で、率としては1.01%となっております。

それから、中学校卒業後の状況ですけれども、中学校在学中に30日以上欠席があった生徒の進路状況で申し上げますと、昨年度、中学校を卒業した生徒のうち、そうした対象生徒は830人なんですけれども、そのうち668人が高校へ進学、29人が就職、それから未定者が90人という状況です。

次に、中途退学防止というか、その不登校等の対応の部分ですけれども、各高校では、まず高校での生活に早く適応して、意欲を持って学べる学校生活を送れるようにということで、入学当初に丁寧にガイダンスでありますとか、個別面談等を実施いたしますし、その後も、1年生のときからキャリア教育ということで計画立てて取組を進めております。

それから、いろんな悩みのある生徒の方には、教職員はもとより、スクールカウンセラーによる教育相談でありますとか、やっぱり学習に不安を抱える生徒もいますので、補習とかも含めて、一人ひとりの生徒に寄り添いなが

ら、時間をかけて丁寧な指導を行っております。

その上で、やむを得ず中途退学という生徒の方には、例えば中途退学者の入学を受け入れている学校の情報でありますとか、あるいは学習の継続とか学び直しの機会として、転入学とか編入学の制度がありますので、そういった活用についても説明いたします。

それから、就職を希望する生徒には、ハローワークとか、おしごと広場みえの紹介をさせていただきますとともに、先ほどもお話がありましたけれども、平成29年度からリーフレットを作っております、新たな一歩を踏み出す方やその保護者の皆様へということで、地域若者サポートステーションでありますとか、今申し上げました様々な教育の機会であるとか、相談の場を御紹介しています。

それから、進路が未定のまま退学する場合でも、学校に相談できやすいようなこともさせていただいているところです。

あと、地域若者サポートステーションの状況ですけれども、生徒の進路変更、例えば、退学が決まった段階で、まだ在学中に、担任が地域若者サポートステーションと一緒に同行して、次のステップとしてつないでいる学校もございます。実績としては、平成29年度から令和元年度までで、県内の地域若者サポートステーションで支援を受けた方というのが、県立高等学校で9人、うち教員が地域若者サポートステーションへ引率したという方が6人となっております、今後も、この地域若者サポートステーションとの連携はしっかり取っていきたいというふうに思っております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

〇22番（稲森稔尚） 今の実績をお聞かせいただきますと、高校中退する方に対して、地域若者サポートステーションへつながっている数というのは極めて少ないなどというふうに思いました。

この場所で、以前、高知県の若者はばたけネットという情報提供のためのネットワークを紹介させていただいたことがあったかと思いますが、中退した方の個人情報を教育委員会が一元的に、たしか生涯学習の部門だったと思

うんですけれども、そこで一元的に個人情報共有して、同意を得たり、保護者の納得も得ながら、地域若者サポートステーションへつないでいく、情報提供していく、そういう仕組みとしてありますよということも紹介させていただいたと思うんですけれども、より積極的な地域若者サポートステーションとの連携、就労や学び直しの継続的な支援が、本当に今の数字も聞いていて、非常に課題だというふうに感じますが、その辺いかがでしょうか。

それから、もう1点、高校中退した方の追跡調査をしてはどうかということもそのとき尋ねましたけれども、その辺の取組、特に内閣府の2011年の調査によりますと、1割強が学業にも仕事にも就いていない。それから、2割が高校中退を実は後悔している。それから、7割の方が、高校卒業資格は必要だと感じている。そんな結果もありますけれども、その辺の考えを聞かせてください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 地域若者サポートステーションとの連携ですけれども、私も学校のそういった中途退学を考えざるを得ない、あるいは考えている生徒に対して、どういうことができるのかとか、具体的にどういったことにつながるのかというのをもう少ししっかり、場合によっては知ってもらう必要があると思いますので、高等学校生活指導連絡協議会とか高等学校進路指導協議会とか、教員が集まるいろんな場面がありますので、そこで、例えば来ていただいて共有するとかいうようなことも、もう少し検討していきたいというふうに思っております。

それから、追跡調査の件ですけれども、よその県で幾つかあるというのは私も承知しております。それで、ただその場面でも、中退した方に中退ということで、話が来るのかということがあったりということも聞いておりますし、活用の目的が、高校で中退されようとしているときに、つながりの支援をするというふうに活用しているということも聞いておまして、やっぱりそこは我々もその部分は同じ思いですので、追跡調査ということよりも、今申し上げた福祉とか就労とか、いろんな学び直しの機会がある、つながる

ということを、我々学校現場ももっと具体的に伝えられるような、そうした連携の取組をしっかりと深めていきたいと思っています。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） それは高校中退という現象を十代のうちのスパンで考えたら、そういう答えになってくるのかと思いますけれども、例えば、ひきこもりに仮になって、それが高年齢化しているというような実態を考えれば、やはり高校中退という方がどういう現状にあったり、どういう思いであったり、どういうニーズを必要としているか、あるいは社会や地域とのつながりはどうかとか、そういう視点がもっと必要になってくるのではないかというふうに思います。

そして、こういう情報というのは、教育委員会だけではなくて、子ども・福祉部とか、医療保健部とか、あるいは雇用経済部というところも一緒に取り組んでいただいて、高校中退というのはこういうリスクも抱えながら、そういう現状にあるんだよというイメージを、共有していただきたいということをお願ひして、関連質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 次に、中村進一議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 時間をお許しいただきたいと思います。

中村進一議員の発言に対する関連質問をさせていただきます。

コロナ禍における観光産業をどう守るのかという質問でございました。その中で、県のワーケーションへの取組ということで、これは6月に、下野議員の一般質問の後に関連質問をさせていただいたんですが、知事の御答弁で、デジタルトランスフォーメーション掛ける働き方改革を進めていきますということで、ちょうど小泉環境大臣とのやり取りの後に公表して、三重県の新しい姿がイメージできたわけです。その後、先ほど雇用経済部長が御報告いただきましたが、三重県では、ワーケーション受入体制構築のためのモデル

事業ということで、公募されたんですね。これは8月だと思うんですが、締切りが8月いっぱいでは9月には。ワーケーションでこうやってやりますという応募が13団体あったんですね。そのうち、部長の答弁にもありました五つの事業を採択されたということで、私、手元にその一覧があるわけですが、例えば、津市とか志摩市とか大台町とか南伊勢町とか尾鷲市とかというふうに五つのモデル地域を選びました。

しかし、13団体の応募があったわけで、残りの8団体の取組について、県はどう考えているのかということをお聞きしたい。それはなぜかといいますと、ワーケーションというのは、コロナ禍でウィズコロナで、観光産業が大きく変わるだろうということを前提に、新しい日常、新しい生活様式、そして新しい旅のスタイルと、今、来年の概算要求の中にも新しい旅のスタイルという言葉を出して、ワーケーションに対する支援を増額しているということをお聞きますと、いよいよ旅行の新しいスタイルができてくるんじゃないかというふうに思います。

この8月の三重県のモデル事業に先駆けて、環境省が第二次補正予算で、1000万円の事業と300万円、500万円の事業で、それぞれ、全国に国立公園、国定公園の中の事業者の雇用の維持や、子どもたちを中心に公園の魅力を伝えるという事業を募集したんですね。それで、これもたくさんありまして、三重県からもたくさん応募があったんですが、選ばれたのが、1000万円事業が10か所、あと、それ以下の、いわゆるワーケーションという事業の中では、3か所選ばれたということなんです。

小泉環境大臣と知事とのやり取りの中で、これからは国立公園、国定公園は、三重県に二つあると思うんですが、それをいろんな方に来ていただくという考え方でオープンにしたい、そういう流れが多分もっと進むんじゃないかなと私は思います。

一つ、部長にお答えをいただきたいんですが、13団体の応募があつて、例えば、今、手を挙げているのが13市町ぐらいだと思うんですが、あと十四、五市町が、まだワーケーションについての取組が全くないんじゃないか、そ

れへのアプローチをどうするのか、そして、13団体の応募があつて、五つ選ばれたけれども、落選した団体に対するアフターフォローと申しますかね、引き続きの支援はどうされるのかということをお尋ねしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） ワークেশョンに関する県の取組についてと、あと市町の取組についてのフォローみたいなものについて、お答えさせていただきます。

まず、先ほど中村議員に答弁させていただきましたとおり、県といたしましては、ワークেশョン受入体制構築のためのモデル事業を行ってまいります。

7月から8月にかけて公募したところ、北勢や伊賀、東紀州など、県内全域から13事業者の応募がございました。県内事業者の関心も高まってきているものというふうを受け止めておるところでございます。

今回採択した事業は、例えば自然豊かなリゾートホテルを利用し、チーム単位でプロジェクトに取り組む企業をターゲットとしたようなプランだとか、地元の方々との交流をメインにした漁村での新たなコミュニティー創造を目指すプランなど、いずれも地域の強みやネットワークを生かした提案となっております。

今後も、モニタリングなどを通じまして、課題の抽出やブラッシュアップなどにつなげてまいりたいと考えております。なお、御指摘のございました残念ながら採択とならなかった8事業者に対しましても、御提案いただいた内容のブラッシュアップを行いたいと思っております。それで、今後、構築する予定のマッチングサイトというものがございまして、その中で、首都圏等の企業に対する広報活動の中で支援させていただければというふうを考えておるところでございます。

一方、市町の取組についてでございますけれども、県内市町におけるワークেশョンの取組状況につきましては、全国の112の自治体から成るワークেশョン自治体協議会というものがございまして、ここに参加している志

摩市をはじめとしまして、伊勢市、鳥羽市において、環境整備やプロモーションなどの取組が始まっておりまして、県内でも広がりを見せているというふうに認識しておるところでございます。

既に取り組んでいるところ以外の、まさしくこれから取り組もうとするという御意向をお持ちの市町につきましては、県といたしましては、一緒に、まず勉強会から始めるという形でスタートを切っていきたいなど。それによりまして、ワーケーションに対する理解の促進を図り、普及・拡大を図っていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、県といたしましては、モデル事業で得られたワーケーションの課題や効果を分析いたしまして、受入れに関心のある市町や県内事業者、DMO、NPOなどに積極的に情報提供を行うことで、新たなプランの造成につなげるとともに、県内各地でワーケーションが進むように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

引き続き、機運を醸成するための各市町へのアプローチがあるということで、知事にお尋ねするんです。

時代がこういう時代になってきた、新しい旅行スタイル、新しい生き方、働き方、それから暮らし方、要するにその本当にライフスタイルが変わってくるという中で、ワーケーションが一つの大きなインパクトになっているんだと私は思います。ワーケーションが、2地域居住につながっていく、それはもう明らかですね。短期でも2地域居住になるわけで、それで関係人口が増えていく、やがては、やっぱりそのまちに住みたいなという移住への施策ということで、農林水産業も含めているんな各部署が連携して取り組むべき課題だと思うんですが、私は、三重ブランドってたくさん選定されていますけれども、やっぱりワーケーションも一つの三重ブランドといますか、知事が当選されて9年になるわけですが、三重県というものを全国バージョンに押し上げていただいた、これはもう感謝だと思います。そ

ういう、いわゆるブランドみたいなものを、ここの三重県ではこういうワーケーションが、ブランドなんだ、ブランディングされた部分だというふうなものを私は期待するんですが、知事のお考えをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ワーケーションについてでありますけど、まず前段のライフスタイルが変わっていくということについては、今、議員から2地域居住という話がありました。居住という観点で見ると、2地域ですし、例えば、業という感じで見れば、兼業、副業というようなことにもなってくると思いますから、ライフスタイル、またはワークスタイル、そういう意味でいろんな可能性が広がるのがワーケーションだというふうに思っています。

後段のところは、まさにワーケーションをやっという、先ほど島上部長から答弁しましたように、ワーケーション自治体協議会だけでも112の自治体が入っているわけですから、その差別化を図り、たくさんの人たちに来ていただく必要がありますので、そこは今のモデル事業で、このベースとなる環境インフラ、通信環境とか、交通アクセスをやり、そこでモニタリングをしていって、そこから出てきた強みをさらにブラッシュアップして、磨き上げて発信していくという形にしていきたいというふうに思っていますけれども、現時点においては、例えば、家族向けのファミリーワーケーションであるとか、あるいはリゾートなどでやるワーケーションとか、そういうところの強みがあると思いますけれども、少し、同業他社の皆さんのもちょっと分析した上で、いずれにしても、おっしゃっていただくブランドとか、他者との競争ということの比較優位をどう示すかというのはすごい重要なことですので、そういう視点でしっかりワーケーション推進を図っていききたいと思います。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

ますます期待を込めて、応援していきたいと思っていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

10月16日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時52分散会